

令和7年第5回府中町議会定例会

会 議 録 (第1号)

1. 開 会 年 月 日                    令和7年12月12日 (金)

2. 招 集 の 場 所                    府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日                    令和7年12月12日 (金)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (17名)

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 議長   | 力 山 彰 君     | 副議長  | 森 本 将 文 君   |
| 2 番  | 橋 井 肇 君     | 3 番  | 安 部 智 恵 美 君 |
| 5 番  | 松 本 真 明 君   | 6 番  | 梶 川 三 樹 夫 君 |
| 7 番  | 木 田 圭 司 君   | 8 番  | 三 宅 健 治 君   |
| 10 番 | 西 山 優 君     | 11 番 | 坂 田 栄 一 君   |
| 12 番 | 山 口 晃 司 君   | 13 番 | 齋 藤 昇 君     |
| 14 番 | 宮 本 彰 君     | 15 番 | 田 中 伸 武 君   |
| 16 番 | 二 見 伸 吾 君   | 17 番 | 狩 野 雄 二 君   |
| 18 番 | 金 澤 映 里 子 君 |      |             |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (1名)

9 番 川 上 翔 一 郎 君

~~~~~○~~~~~

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 常任委員会委員長報告
  - (3) 議会運営委員会委員長報告
  - (4) 議会報特別委員会委員長報告
  - (5) 監査委員報告

(6) 広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告

4 町長報告

・行政報告

・報告第12号 専決処分の報告について

- 5 第59号議案 府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 6 第60号議案 府中町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 7 第61号議案 府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 8 第53号議案 令和7年度府中町一般会計補正予算（第5号）
- 9 第54号議案 令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 第55号議案 令和7年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 第56号議案 令和7年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 12 第57号議案 令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 第58号議案 府中町印鑑条例の一部改正について
- 14 第62号議案 府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 15 第63号議案 府中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 16 第64号議案 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 17 第65号議案 府中町下水道条例の一部改正について
- 18 第66号議案 府中町火災予防条例の一部改正について
- 19 第67号議案 府中町放課後児童クラブ条例の制定について
- 20 第68号議案 府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
- 21 第69号議案 町道路線の認定について
- 22 第70号議案 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 23 第71号議案 損害賠償の額を定めることについて

~~~~~〇~~~~~

7. 説明のため会議に出席した者

|     |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|
| 町   | 長 | 寺 | 尾 | 光 | 司 | 君 |
| 副   | 町 | 長 | 桑 | 原 | 強 | 君 |
| 教   | 育 | 長 | 新 | 田 | 憲 | 章 |
| 総   | 務 | 企 | 画 | 部 | 長 | 谷 |
| 財   | 務 | 部 | 長 | 増 | 田 | 康 |
| 福   | 祉 | 保 | 健 | 部 | 長 | 中 |
| 町   | 民 | 生 | 活 | 部 | 長 | 胡 |
| 建   | 設 | 部 | 長 | 磯 | 亀 | 智 |
| 建設部 | 区 | 画 | 整 | 理 | 担 | 当 |
| 消   | 防 | 部 | 長 | 新 | 宅 | 和 |
| 教   | 育 | 部 | 長 | 屋 | 敷 | 学 |
| 危   | 機 | 管 | 理 | 監 | 佐 | 藤 |
| 総   | 務 | 企 | 画 | 部 | 次 | 長 |
| 福   | 祉 | 保 | 健 | 部 | 次 | 長 |
| 消   | 防 | 次 | 長 | 兼 | 消 | 防 |
| 財   | 務 | 部 | 次 | 長 | 兼 | 財 |
| 財   | 務 | 部 | 次 | 長 | 兼 | 税 |
| 町   | 民 | 生 | 活 | 部 | 次 | 長 |
| 建   | 設 | 部 | 次 | 長 | 兼 | 維 |
| 教   | 育 | 次 | 長 | 兼 | 学 | 校 |
| 政   | 策 | 企 | 画 | 課 | 長 | 藤 |
| 総   | 務 | 課 | 長 | 梶 | 山 | 睦 |
| 情   | 報 | 管 | 理 | 課 | 長 | 竹 |
| 子   | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 |
| 高   | 齢 | 介 | 護 | 課 | 長 | 松 |
| 保   | 険 | 年 | 金 | 課 | 長 | 平 |
| 健   | 康 | 推 | 進 | 課 | 長 | 平 |
| 住   | 民 | 課 | 長 | 塩 | 月 | 久 |
| 環   | 境 | 課 | 長 | 相 | 原 | 一 |

環 境 課 主 幹 長 西 宣 夫 君  
都 市 整 備 課 長 高 橋 幹 君  
警 防 課 長 瀬 戸 剛 君  
予 防 課 長 池 本 琢 己 君  
教 育 総 務 課 長 宮 脇 理 恵 君  
社 会 教 育 課 長 砂 崎 勇 介 君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君  
議 会 事 務 局 課 長 補 佐 田 村 洋 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和7年第5回府中町議会定例会を開会いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(力山 彰君) 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程を御覧ください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、6番梶川議員、7番木田議員を指名いたします。よろしく申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第2、会期の決定を議題に供します。

会期日程案を御覧ください。

本定例会の会期につきましては、案として御覧のとおりです。

それでは、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの5日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議ないようでございますので、本定例会の会期は、本日から12月16日までの5日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長報告を行います。

9月定例会後の動きとして、まず、9月の副議長改選に伴い、森本副議長より、閉会中に議会運営委員会委員の辞任の申出がありましたので、これを許可しております。

次に、10月8日に広島県町議会議長会の定例議長会議に出席し、昨年度決算の認定、来年度の事業計画、予算、各町負担額及び規約の改正等について協議いたしております。

続いて、11月12日には、町村議会議長全国大会へ出席しております。大会では、東日本大震災、能登半島地震等の復旧・復興や地方創生に関する特別決議、来年度の国の予算編成、施策に関する要望などを定めております。

続く11月13日から14日には、広島県町議会議長会の議長視察研修に参加しております。視察先は、栃木県栃木市で、「栃木市フードバレー構想」と「空き家対策と移住定住」について研修を受けております。

詳細は、議会事務局へ資料がありますので、御覧いただければと思います。

以上で、議長報告を終わります。

次に、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務文教委員会、西山委員長、お願いします。

○10番(西山 優君) 皆さん、おはようございます。

総務文教委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、10月29日に委員会、12月1日に委員会と協議会を開催しております。

10月29日の委員会では、社会教育に関する事務調査として、「放課後児童クラ

ブの運営状況について」を調査し、「府中小学校放課後児童クラブ」を現地踏査しております。

また、12月1日の委員会につきましては、町長、教育長からの報告を受けた後、協議会を開催し、今定例会に向けた議案等の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上、簡単でございますが、総務文教委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 厚生委員会、宮本委員長、お願いします。

○14番（宮本 彰君） 皆さん、おはようございます。

厚生委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、12月2日に委員会並びに協議会を開催しております。

12月2日の委員会では、社会福祉事業に関する事務調査として、「多様な主体の参画による高齢者の「通いの場」の活性化」ということで、ふれあい・いきいきサロン事業について調査をしております。

また、生活環境に関する事務調査としまして、3件の工事請負契約の締結について説明を受けた後、2件の工事請負契約変更契約の締結についても説明を受けました。

そのほか、12月定例会前ということで、協議会に切り替えて提出予定の案件について説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、厚生委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 建設消防委員会、森本副委員長、お願いします。

○4番（森本将文君） 皆さん、おはようございます。

建設消防委員会の報告をさせていただきます。

9月定例会以降、12月3日に委員会並びに協議会を開催しております。

12月3日の委員会では、「建設事業に関する事務調査」、「都市計画に関する事務調査」について、工事請負契約の締結の報告として、都市公園遊具設置等工事（青崎公園）、都市公園遊具設置等工事（WACTORYパーク揚倉山）の2件、工事請負変更契約の締結の報告として、道路維持管理業務委託（町内一円維持補修業務委託）について説明を受けました。

そのほか、12月定例会前であるため、協議会に切り替え、12月定例会に向けた案件の概要説明を受けております。

なお、本会議から当委員会への付託議案はございませんでした。

以上で、建設消防委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 議会運営委員会、木田委員長、お願いします。

○7番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。木田でございます。よろしくお  
願います。

それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会が9月定例会以降、12月10日に委員会を開催しております。

また、11月13日から14日にかけては、滋賀県栗東市と兵庫県加西市へ行政視  
察を行っております。

12月10日の委員会では、陳情の報告や本定例会の会期決定を行ったほか、この  
夏に施行した夏季の軽装の取組について、来年度から本格実施する方向としておりま  
す。内容の詳細については12月25日開催の全員協議会で御説明をいたしたいと思  
います。

次に、町の情報公開条例施行規則などの改正に伴い、引用している条文の整理を行  
うため、「議会の個人情報の保護に関する条例施行規程」と「議員の請負の状況の公  
表に関する条例施行規程」の一部を改正することについて、案の説明を受け、了承い  
たしております。

また、議員報酬の在り方についても、素案を基に検討し、議会運営委員会の結論と  
して「報酬月額を見直す」ことを決定いたしております。

次回、年明けに再度委員会を開いて、具体的な改定額の案がまとまりましたら、全  
員協議会の機会に改めて御説明をする機会を設けたいと考えておりますので、よろし  
くお願いいたします。

このほか、行政視察の委員長報告についても取りまとめを行い、報告書を本定例会  
の諸報告資料として提出いたしておりますので、御覧いただければと思います。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 議会報特別委員会、二見委員長、お願いします。

○16番（二見伸吾君） おはようございます。

議会報特別委員会の報告をいたします。

9月定例会以降、議会報特別委員会は9月17日の定例会閉会后、9月26日、  
10月7日及び12月11日の計4回開催しております。

また、10月20日から21日にかけては、奈良県王寺町と岡山県和気町へ行政視察を行っております。

9月17日の委員会では、「議会だより（第179号）」の執筆者や発行までの日程を確認しました。

9月26日の委員会では、原稿の校正と写真の調整を行いました。

10月7日の委員会では、初校により、見出しや記事内容などを校正しました。

昨日12月11日の委員会では、今定例会の内容をお知らせする「議会だより（第180号）」の編集に向けて、執筆者の決定や発行までの日程調整などについて協議をいたしました。

また、行政視察の出張報告についても取りまとめを行いました。

報告書は、定例会の諸報告資料としておりますので、御覧になっていただければと思います。

以上で、議会報特別委員会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、監査委員報告をお願いいたします。

山口監査委員。

○12番（山口晃司君） おはようございます。

それでは監査委員報告をさせていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査ですが、令和7年8月分を9月19日に、9月分を10月20日に、10月分を11月20日に、代表監査委員土井精二並びに監査委員山口晃司の両名で実施しました。

検査の結果については、報告書のとおり、いずれも現金の出納事務は適正に処理されていることを認めました。

以上で、監査委員報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 次に、広島県後期高齢者医療広域連合議会議員報告をお願いいたします。

宮本議員。

○14番（宮本 彰君） それでは、広島県後期高齢者医療広域連合議会の報告をいたします。

令和7年10月27日に、令和7年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、出席しましたので御報告いたします。なお、以下、広島県後期高齢者

医療広域連合をそれぞれ省略して報告をいたします。

今回の定例会では、議案が12件ありました。内容は、人事案件2件、専決処分4件、決算認定1件、条例改正3件、補正予算2件です。

詳細は、監査委員及び副広域連合長の選任、職員の勤務時間、休暇等の条例の一部改正及び令和7年度特別会計補正予算（第1号）に関する専決処分の承認、令和6年度歳入歳出決算の認定、職員の勤務時間、育児休業等の条例の一部改正、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正、職員等の旅費に関する条例の全部改正、議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正、令和7年度一般会計補正予算（第1号）及び令和7年度特別会計補正予算（第2号）について、監査委員に呉市選出の阪井昌行議員、副広域連合長に北広島町の箕野博司町長を選任同意しましたほか、全て原案どおり同意・認定・可決いたしました。

なお、令和6年度の歳入歳出決算は、一般会計の歳入歳出決算額がともに16億9,250万1,000円で差引き残額は0円でした。

また、医療特別会計の歳入決算額が4,753億1,738万3,000円、歳出決算が4,715億2,246万3,000円で、差引き残額は37億9,492万円となり、令和7年度への繰越しとなりました。

以上で、後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

○議長（力山 彰君） 以上をもって諸報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第4に入る前に、理事者の入場のため、しばらく休憩いたします。10時から再開いたします。休憩。

（休憩 午前 9時49分）

（再開 午前10時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） それでは日程第4、町長報告を行います。

最初に、行政報告からお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 皆さん、おはようございます。

本定例会の会期は、先ほど本日から16日までの5日間と決定をいただきました。

提起する議題は、町長報告の行政報告が2件、専決処分の報告が1件、議案関係が、補正予算が5件、条例の新規制定が2件、条例の一部改正が8件、その他4件となっております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、町長報告、行政報告を2件行います。

来年度の本町の主要事業の推進に当たり、国、県へ提案活動を行いましたので、その報告と、それともう一件が、広島南道路や広島市東部地区連続立体交差事業などの個別要望活動と、全国町村会などの各市の全国大会について、御報告をさせていただきます。

まず、町の独自提案で、国への提案活動でございます。

去る9月26日に国土交通省中国地方整備局へ、また、10月8日から9日にかけて、県東京事務所及び岸田文雄衆議院議員事務所の御協力をいただき、文部科学省、京都にあります文化庁、それと東京にあります国土交通省、総務省、文部科学省本省とこども家庭庁、それぞれ町独自の提案活動を行いました。

提案項目は、文部科学省関連が史跡下岡田官衙遺跡の保存整備事業の推進、それと学校施設環境改善事業の推進ということで、主には空調関係の設備の改善について要望したということでございます。

それと、国土交通省関連が、都市公園における官民連携事業の円滑な推進、向洋駅周辺土地区画整理事業の推進、そして、都市構造再編集中支援事業の推進、公共下水道事業の推進と、児童生徒が安心して通学できる通学路の整備を要請しております。

そして総務省関連が緊急防災減災事業債の制度の延長、こども家庭庁関連が子ども・子育て支援制度における地域区分の現行の補正ルールの維持について提案活動を行いました。

各省庁の幹部職員や岸田文雄衆議院議員をはじめ、広島地区から選出されておられる国会議員に直接お会いし、各事業の重要性を御説明し、事業推進等に関する提案書をお渡しし、財源確保や制度継続などを要請をいたしております。府中町の状況がしっかり理解できたと、国としても予算確保に努めたい、今後とも地方の生の声を聞きたいなど、御理解をいただいたところでございます。

次に、広島県へ提案活動を行っております。10月の20日、27日に県庁や出先関係機関に赴きまして、副知事及び関係局長へ、また、10月23日には広島東警察

署へ提案活動を行っております。

提案項目は、県道の舗装修繕、県道事業の促進、榎川・府中大川河川改修の促進、砂防事業の促進、広島市東部地区連続立体交差事業の促進、県道浜田仁保線における交通安全対策で、県のほうからは町とともに連携しながら、各事業の推進に取り組んでいくという御理解をいただいているところでございます。

なお、当該国県への提案活動につきましては、提案内容を含め、その概要を町のホームページで公表をいたしているところでございます。

また、横田新知事に対しましては、府中町の状況を知っていただくために、改めて新知事への提案活動を、現在、日程調整を行っているという段階でございます。

続きまして、東京で開催されました各種全国大会と個別要望活動について時系列的に5件御報告をさせていただきます。

まず、11月5日に全国街路事業促進協議会ほか、道路関係4団体による「安全・安心の道づくりを求める全国大会」が、千代田区の砂防会館において開催をされました。幹線道路ネットワークの機能強化など、主要9項目の決議が採択され、大会終了後、衆参国会議員、政府及び国会、政党役員への要望活動が実施されております。私自身は、衆議院第一会館への広島県選出議員への要望活動を行っております。

次に、11月13日に全国治水砂防促進大会が、先ほどと同じ砂防会館において開催をされております。国土交通省砂防部長から「命と暮らしとなりわいを守る砂防」と題した講演があり、砂防事業の現状について解説がありました。

また、土砂災害防止施設の強力な整備推進など、6項目の提言を採択し、その後、衆参国会議員、国関係機関への要望活動が実施をされております。

次に、翌日の11月14日、国道2号・54号関係期成同盟会では、7年度秋季東京要望の個別要望に参加をいたしております。本町は議会、商工会とともに、本年度から広島南道路建設促進期成同盟会に新たに加入いたしております。

所属会員といたしまして、広島南道路の事業化区間の着実な事業推進及び未事業化区間の早期な事業化について、国土交通省への要望活動に広島市長、広島市議会議長、海田町長などと同行するとともに、私自身が要望内容を解説・説明をいたしたところでございます。

国土交通大臣からは、全国からの要望が非常に多い中で、どれを優先するかというのは、地元の熱意、官民挙げての熱意が大切であると、本要望の熱意をしっかり受け

止めたと、財務省にも、道路予算は必要であることを言ってほしいなどの発言がございました。

次に、11月19日正午より全国町村長大会が例年のとおり、渋谷のNHKホールにおいて開催をされております。大会では、高市総理大臣、そして全国町村議会議長会会長でございます中本正廣安芸太田町議会議長の来賓挨拶などを受けた後、町村長が国と地方の信頼関係の下、自主的、自立的な様々な施策を展開していくため、人口減少に歯止めをかけ、少子化対策をさらに強化するとともに、地方創生を推進することなど、主要15項目の決議、1項目の特別決議を採択し、関係者に要望活動を行うこととなりました。

なお、昨年まで全国町村会会長でございました吉田坂町長は、今回、全国町村会顧問に就任をされております。

同日午前中に広島県町村会として、広島県選出国會議員に対する要望活動を行っております。

次に、11月27日、広島市東部地区連続立体交差事業に係る個別要望活動に参加をいたしております。

来年度より、高架構造物の工事着手を控え、事業費が増高することも踏まえまして、県、広島市、海田町、JR西日本株式会社とともに、国土交通省本省へ赴き、広島市東部地区連続立体交差事業の事業推進に必要な財源措置、また、あわせて一体的に進めております当町の向洋駅周辺土地区画整理事業の事業財源についても要望をいたしております。

なお、広島市東部地区連続立体交差事業におきましては、12月7日、日曜日の夜から早翌朝にかけまして、最後となる旅客下り線の仮線路への切替えを終え、4線全ての仮線路への切替えが完了をいたしております。これから本格的に鉄道高架工事に入っておりますので、町といたしましても早期完了を目指し、事業主体であります広島県と連携し、事業協力をしてまいりたいと考えております。

個別要望と各種全国大会の報告は以上のとおりでございます。

以上で、町長報告を終わります。

○議長（力山 彰君） ただいまの行政報告に対し、質問のある方。

13番、齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） 13番、齋藤なんですが、国土交通省のほうに立体交差、向

洋駅関連で陳情に町長が行かれたということで、ちょっともう少し詳しく教えていただきたいんです。

今、町長が言われましたように、12月7日に最後の仮線路、旅客の下り線が完了して、12月8日の月曜日から通れるようになったと、今まで8車線あったのが4車線。私、向洋駅の近くですから、ああいう状況を見たときに、本当にこれがもう少し早ければ、もっと実感できたんじゃないかと思うんですが、このたび国土交通省のほうに陳情に行かれたということなんですが、今、縷々、いろんな説明があったんですが、もう少し補足して説明していただければということで、よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 補足ということはないんですが、ただちょっと私、町長に就任して1年半ということで、昨年度は、広島市東部地区で連続立体交差の個別要望というのはやっていなかったんです。

それで、聞くところによると、当分個別要望というのはやっていないという。要は、もう連立だけに絞って、国へ要望書を出すということをやっていたんですけど、やはり国のほうから事業費が来年度以降大きくなるということで、久しぶりにやろうかなということで声をかけていただいて、県・市・JRと、そして、府中、海田ということで、行かせてもらいました。

ということで、私は初めてなんですけど、連続立体交差事業としては久しぶりに要望したということで、本来ならどうも財務省のほうにも調整を取りたかったらしいんですけど、ちょっと財務省のほうには時間取れなかったということで、国土交通省のほうの担当の局長のほうへ要請をしたんですけど、しっかり私と海田町長で説明してくれというふうに言われましたので、しっかり説明して、地域の状況をしっかり理解していただいたということで、しっかり伝わったというふうには思っております。

事業主体は県と市ですから、それを支える立場として、今回参加させていただいたということですが、久しぶりに行って、ある程度効果はあったのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。

齋藤議員。

○13番（齋藤 昇君） しっかり陳情していただいているんですが、町長も御存じのよ

うに、また3年延びているのを、何とか私としては一刻も早くというか、少しでも短くなるように、これからもしっかり町長、国のほうへ働きかけて、県あるいは市のほうと、もう心がけていただいて、少しでも早く工事が終わるように要望して終わります。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、行政報告を終わります。

続いて、報告第12号、専決処分の報告についてをお願いします。

町長。

○町長（寺尾光司君） 報告第12号 令和7年12月12日提出。

専決処分の報告について。

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和7年11月18日に次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。

府中町長 寺尾光司

補足説明につきましては、町民生活部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） おはようございます。町民生活部長です。

報告第12号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、補足して説明します。

1ページを御覧ください。

この専決処分は、「府中町議会の委任による長の専決処分事項の指定について」第3項に規定する「地方自治法第96条第1項第13号の規定による法律上その義務に属する損害賠償で、その額が100万円以下の損害賠償の額を定めること」に該当するものであることから、同法第180条第1項の規定により、令和7年11月18日に専決処分し、同条第2項の規定により、本会議に報告するものです。

専決処分の内容です。

（1）、理由です。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、戸籍電算システムの賃貸借契約を変更

する必要があるため、当該変更契約に伴う損害賠償金を支払うものです。

この地方公共団体情報システムの標準化については、令和4年10月に行われた閣議決定により、令和7年度末までに国が定める標準化基準に適合したシステムへの移行を目標に掲げられております。

戸籍システムにおいては、一部を除き令和8年2月にクラウド環境への移行を完了する見込みとなっております。

一方で、現行の戸籍システムは、令和4年1月に令和4年3月から令和9年2月までの5年間を契約期間として賃貸借契約を締結しておりますが、クラウド環境移行後は、現行の戸籍システムの一部機器は不要となります。

このことから、今回賃貸借契約を変更し、一部機器の契約期間を令和8年2月で終了させることとし、令和8年3月から令和9年2月までの1年間分の賃貸借料を、損害賠償金として支払うものです。

なお、この損害賠償金については、全額国庫補助金が充当されます。

(2) 損害賠償の額は55万7,172円です。

(3) 債権者は、住所「福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号」、名称「富士フイルムシステムサービス株式会社」です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 続いて質問に入ります。

質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ないようでございますので、本件についての報告を終わります。

以上で、町長報告を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第5、第59号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第59号議案 令和7年12月12日提出。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、令和7年8月の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） おはようございます。総務企画部長です。

第59号議案、府中町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに関し、補足して説明いたします。

第59号議案参考資料をお願いします。

1、改正の趣旨です。

令和7年8月の人事院勧告に準じ、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

議員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、年間支給割合を現行4.6月分を4.65月分とするものです。

支給割合の内訳として、令和7年度は12月期を2.35月分とし、令和8年度以降は、6月期及び12月期をそれぞれ2.325月分とします。

なお、今回の改定による増加影響額は32万400円となります。所要の経費は本議会提出の補正予算に計上しているところでございます。

3、施行期日は公布の日です。

ただし、令和8年6月期以降の期末手当に係る規定は、令和8年4月1日から施行します。

また、令和7年12月期の期末手当に係る規定は、令和7年12月1日から適用します。

なお、本条例改正に伴う増加分については、12月25日に支給する予定となっております。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第6、第60号議案、府中町特別職の職員で常勤のもの  
の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第60号議案 令和7年12月12日提出。

府中町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。

府中町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、令和7年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で常勤のもの  
の期末手当の支給割合を改正するため、条例の一部を改正するというものでござ  
います。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第60号議案、府中町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一

部改正についてに関し、補足して説明いたします。

第60号議案参考資料をお願いします。

1、改正の趣旨です。

令和7年8月の人事院勧告に準じ、特別職の職員で非常勤のものの特給手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

町長、副町長及び教育長の特給手当の支給割合を0.05月分引き上げ、年間支給割合を現行4.6月分を4.65月分とするものです。

支給割合の内訳として、令和7年度は12月期を2.35月分とし、令和8年度以降は6月期及び12月期をそれぞれ2.325月分とします。

なお、今回の改定による増加影響額は13万8,600円となります。所要の経費は、本議会提出の補正予算に計上しているところでございます。

3、施行期日は、公布の日です。

ただし、令和8年6月期以降の特給手当に係る規定は、令和8年4月1日から施行します。

また、令和7年12月期の特給手当に係る規定は、令和7年12月1日から適用します。

なお、本条例改正に伴う増加分については、12月25日に支給する予定となっております。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定い

たしました。

次に参ります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第7、第61号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第61号議案 令和7年12月12日提出。

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、7年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合等を改正改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

補足説明は、同じく総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 暫時休憩。

（休憩 午前10時30分）

（再開 午前10時48分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開いたします。

ただいま、皆さんに紙の資料が届いたと思います。また、タブレットも大分復旧しているんじゃないかとは思いますが、紙のほうで進めさせていただきます。

補足説明の続きをお願いいたします。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第61号議案、府中町職員の給与に関する条例及び府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに関し、補足して説明いたします。

第61号議案参考資料をお願いします。

1、改正の趣旨です。

令和7年8月の人事院勧告に準じ、給料表及び手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正するものです。

今年度の人事院勧告は、民間給与実態調査等の結果から、民間給与との格差を埋めるため、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、その他の職員についても月例給を引き上げるとともに、特別給、いわゆる期末勤勉手当についても支給割合を引き上げる内容となっております。

2、改正事項の概要です。

第1条及び第2条による改正は、府中町職員の給与に関する条例の一部改正となります。

(1) 通勤の際、常に駐車場を利用する必要がある職員について、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を新たに支給します。

(2) 自動車等を使用して通勤する職員に対する通勤手当について、その使用距離が10キロメートル以上の区分について、月額200円から7,100円までの引上げを行います。

(3) 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員、すなわち常勤一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計で0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の合算による年間支給割合を、現行4.6月分を4.65月分とするものです。

期末手当の支給割合の内訳として、令和7年度は12月期を1.275月分とし、令和8年度以降は6月期及び12月期をそれぞれ1.2625月分とします。

勤勉手当の支給割合の内訳として、令和7年度は12月期を1.075月分とし、令和8年度以降は6月期及び12月期をそれぞれ1.0625月分とします。

(4) 再任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計で0.05月分引き上げ、期末勤勉手当の合算による年間支給割合を、現行2.4月分を2.45月分とするものです。

期末手当の支給割合の内訳として、令和7年度は12月期を0.725月分とし、令和8年度以降は6月期及び12月期をそれぞれ0.7125月分とします。

勤勉手当の支給割合の内訳として、令和7年度は12月期を0.525月分とし、令和8年以降は6月期及び12月期をそれぞれ0.5125月分とします。

(5) 行政職及び消防職給料表の給料月額を平均3.30%、額にして1万

623円引き上げます。

今回の給与改定による増加影響額は、給料が4,209万1,000円、職員手当等が2,328万5,000円、共済費が554万2,000円、合計7,091万8,000円となります。

人事異動に伴う科目変動と併せ、所要の経費を本議会提出の補正予算に計上しているところでございます。

次に、第3条及び第4条による改正は、府中町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正となります。

なお、会計年度任用職員については、これまで期末手当の支給率が常勤一般職員より低くなっているとの課題を今回の給与改定で少しでも解消するため、給料額の上昇幅を給料表ベースの平均で28.7%抑制し、そこで得られた財源分を期末手当の支給割合に上乘せすることで、人事院勧告よりも0.45月分のプラス改定としています。これにより常勤一般職員との期末手当の差は0.95月分から0.5月分に縮小されます。

なお、この考え方による報酬額の年収ベースの試算では、通常的人事院勧告に準じた給与改定の場合と比較し、同額以上の改定となります。

それでは、(6)会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を合計で0.55月分引き上げ、期末・勤勉手当の合算による年間支給割合を、現行3.6月分を4.15月分とするものです。

期末手当の支給割合の内訳として、令和7年度は12月期を1.25月分とし、令和8年度以降は6月期及び12月期をそれぞれ1.0125月分とします。

勤勉手当の支給割合の内訳として、令和7年度は12月期を1.075月分とし、令和8年度以降は6月期及び12月期をそれぞれ1.0625月分とします。

また、規則で定めていることから本議案の内容ではございませんが、会計年度任用職員の報酬の改定についても、先ほど説明した内容で今年度施行とするよう事務を進めております。

今回の報酬改定による増加影響額は、報酬が1,070万9,000円、職員手当等が1,958万2,000円、共済費が316万7,000円、合計3,345万8,000円となります。

所要の経費を本議会提出の補正予算に計上しているところでございます。

3、施行期日は公布の日です。

ただし、2（1）、（3）、（4）、及び（6）のうち、令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和8年4月1日から施行します。

2（3）、（4）及び（6）のうち、令和7年12月期の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、令和7年12月1日から適用し、2（2）及び（5）は、令和7年4月1日から適用します。

なお、本条例改正に伴う増加分については、12月25日に支給する予定となっております。

また、本条例改正の内容については、職員団体との協議を経て合意していることを申し添えます。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） このいわゆるマイカー手当ということになるんですが、そこについてちょっとお伺いします。

そもそも僕もよく知らなかったんですけど、職員がマイカー通勤する場合のこの手当の基準とといいますか、例えば、町内の人には駄目だとか、町外ならいいとか、距離が何キロ以上の家の人ならいいとか、そういう規定があるのかどうかということと、今の額の10キロ以上だったら7,100円か、60キロ以上だと3万1,000円、これは何かガソリン換算とか何かの根拠に基づくものなのか、現行の規定について、まずちょっとお伺いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

まず、現行の通勤手当の規定についてですが、現行の通勤手当は2キロを超える通勤の距離からで、かつ交通用具、いわゆる徒歩では駄目なんですけど、自動車とか、バイクとか、そういう方に対して支給する手当となっております。

それと、通勤の距離の区分で、定額の手当を出すという制度ですけども、これは国家公務員の制度に準じたものですので、ちょっとガソリン換算となっているかどうか

かまではちょっと把握はしておりません。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 今、職員の皆さんも結構いろんなところから来られて、御苦労だと思うんですけども、2キロと言うとほぼ町内か町外かというラインになると思うんですけど、この2キロ以上で、現在、マイカー通勤されている方が何人いらっしゃる。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務総務企画部次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

マイカー通勤の正確な人数というところはちょっと把握できていないんですが、今回の駐車場代の対象となる職員数としては、会計年度任用職員を含めて40名程度を見込んでいます。

それと、先ほどの御質問でちょっと補足しますけれども、これはあの距離で支給するかどうかということになっておりまして、町内だったら駄目とか、町外だからいいとかいうことにはなっておりません。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 2キロだから、何となく町内だろうなということで距離で換算するのが合理的だろうと思いますので、もう一つこっちの駐車場代のほうですけども、つまり今までマイカー通勤する人は、駐車場は自費で払っておったのを、今度駐車場代を出すと、そういうことでいいんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

職員課長兼職次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

会計年度任用職員の一時金ですけれども、トータルでいうと約1,070万円ということで増えているということだと思わんですけれども、ちょっと先ほど説明が、いま一つよく聞き取れなかったんですけれども、原資を確保するために、削ったのは本人たちの月額給与ですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

職員課長兼職次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

まず、会計年度任用職員の報酬につきましては、職種ごとにそれぞれ一般職員の給料表の号給を見に行っているという現在の規定なんですけれども、今回は期末手当の原資をつくるために、通常の見ていくところよりも、実際よりも4号下の号給を見に行くようにしています。その結果でも、通常の上昇幅よりも多い人でも半分程度は上昇するところまで見るようにしておるところです。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） ちょっと説明がよく分からないんですけれども、会計年度任用職員の方たちの給与を下げて、その分を一時金に移したということではないんですね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

職員課長兼職次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

下げたということではないんですが、参照する号給を、4号給下の号給を見に行っているんですが、結果として上昇幅がありますので、上がるのは上がるという結果にはなっています。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

二見議員。

○16番（二見伸吾君） 上げ幅を抑えたけども率は上がったという、よく理解できないんですけれども。

○議長（力山 彰君） 答弁。

職員課長兼職次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

イメージとしては、通常の人勧であれば、そこの号給が1万円上がるところを、4号下げることで、1万円上がるところが半分程度の上昇幅で抑えるというイメージになります。その抑えた部分を原資に、期末手当の率を上げに行ったということになります。

また後ほどゆっくり説明させていただきます。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 通常の月例給を抑えて、一時金に回したという理解でいいですか。違うんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

職員課長兼職次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

言われるとおりのイメージで間違いはないと思います。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 下げたということではなくて、本来、一般職で言うと給料表で言えば3.3%改正引上げになるので、通常で言えば、会計年度も3.3%を超えて本俸部分を調整するんですけど、これまで一般職と会計年度任用職員の一時金期末手当の差がど同一じゃないというのが、これまで会計年度その以前は嘱託職員ということだったんですけど、嘱託職員の給与月額を決めるときに、以前は嘱託職員には期末手当を報酬を支払ってはいけないという国の方針がありまして、それを踏まえて町は期末によっては払えないけれど、月額報酬部分を増やしていたという実態があります。

それが最近、会計年度いうことに制度は変わって、国のほうも期末手当を出しなさいという話になったので、一応その移行するに当たって本俸が高いというか、近隣と比べてほぼ期末手当を含んだ本俸にしていたんですけど、それをそのままにすると上がり過ぎてしまうということで、今回、期末手当については、一般職とはちょっと低い率で何年か前、合意されたということで聞いてるんですけど、組合のほうから言うところ、一般職と率を合わせてほしいということなので、いかにして財源を出していくかという、今までいろいろ考えてこられているみたいなんですけど、今回たまたま人勧で大きなベースアップがあったので、そのベースアップのうちの一部を期末手当のほ

うの上乗せのほうに使ったと。だから本俸を減らしたんじゃないでなくて、上がるところをちょっと抑えて10上がるところを5ぐらいにして、そして、その5を期末手当のほうに乗せて、一般職との期末手当の差を0.95月あったのを0.5にするというようなことを、今回組合との話の中で行ったということでございます。

○議長（力山 彰君） 二見議員。

○16番（二見伸吾君） 大体分かってきましたけれども、この間ずっと会計年度の職員の処遇について、質問や討論をしてきましたけれども、そもそも会計年度の人たちの処遇は低いわけですよ。大体200万ぐらいしかない。一般の常勤の人との労働時間は4分の3ぐらいでも、処遇は3分の1を4分の1という現実がある中で、財政的になかなか大変だということも分からなくはありませんけれども、どうしても会計年度の人たちのある部分を削って、どちらかに持って行って、それで増えたかのような数字にするというやり方、前も月例給を削って一時金に回し、増えたような形にすると、このことに対しても批判をしてきましたけれども、今回もそれをトータルとしては増えているんだよね。

そして、一応組合との話もついているということで、反対はしませんけれども、やっぱりもっとすっきりと非正規の会計年度職員の処遇がちゃんと上がったと、0.3%分も上がったし、少ないのだからそもそも。そこもきちっと上がったと、一時金も増えたし、月例給も上がったと。それで暮らしやすくなるという、そういう方向をもう少し数字合わせでなく、努力をしていただきたいというふうに思います。

○議長（力山 彰君） ほかに質問のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~〇~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第 8、第 53 号議案、令和 7 年度府中町一般会計補正予算（第 5 号）を議題に協議します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 53 号議案 令和 7 年 12 月 12 日提出。

令和 7 年度府中町一般会計補正予算（第 5 号）。

令和 7 年度府中町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 1, 815 万 1, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 236 億 9, 098 万 9, 000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第 53 号議案、令和 7 年度府中町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、補足して説明いたします。

それでは、第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

9 ページをお願いします。

歳入です。

款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整積立基金繰入金、財政調整積立基金からの繰入金は、本補正予算に必要となる一般財源を繰り入れるもので、2 億 1, 795 万 1, 000 円の増額補正です。

款 諸収入、項 雑入、目 雑入、消防団員退職報償金は、消防団員に退職報償金を支給することに伴い共済基金から同額を受領するもので、20万円の増額補正です。歳出 消防費、消防団活動事業に所要の事業費を補正計上しています。

10ページから歳出ですが、このたびの補正は、人事院勧告への準拠を主とした職員の給与関係費を計上していることから、職員給与費事業及び会計年度任用職員報酬等事業の補正が多岐にわたりますので、他の会計を含め、最初に一括して御説明いたします。

61ページ、「第53・54・55・56・57号議案参考資料」をお願いいたします。

職員給与費関連補正内訳（全会計）です。

まず、特別職・一般職（会計年度任用職員以外の職員）、いわゆる常勤職となります。こちらは、下水道事業会計の引当金を含みます。

給料については、給料表の改定に伴う平均3.30%の引上げにより、4,209万1,000円の増額となりますが、退職・休職・育休等による減額の影響などにより、計1,571万5,000円の増額です。

職員手当等については、一般職の期末勤勉手当を、現行4.6月から0.05月引き上げることなどにより、2,328万5,000円の増額となりますが、退職・休職・育休等の減額やそのほか時間外勤務手当増額の影響などにより、計2,575万3,000円の増額です。

共済費については、給与改定に伴い554万2,000円の増額となりますが、退職・休職・育休等や制度改正の影響などにより65万6,000円の減額です。

総計4,081万2,000円の増額となっています。また、人事異動に伴う科目変動を反映をしております。

次に、一般職（会計年度任用職員）です。

報酬については、所要の改定に基づく引上げなどにより1,298万7,000円の増額です。

職員手当等については、期末・勤勉手当を現行3.65月から0.5月引き上げることなどにより1,637万1,000円の増額です。

共済費については、給与改定などにより451万円の増額、旅費（費用弁償）については17万5,000円の増額です。

総計 3,404万3,000円の増額となっています。

以下、職員給与費事業及び会計年度任用職員報酬等事業を除き説明をいたします。

10ページにお戻り願います。

款 議会費、項 議会費、目 議会費、議会運営事業は、期末手当の支給割合の改定に伴い、議員報酬を32万1,000円増額補正するものです。

13ページです。14ページへ及ぶ部分になります。

款 総務費、項 総務管理費、目 諸費は、福祉保健事業に係る前年度国費・県費対象事業の精算に伴い、過誤納金を還付するもので、過誤納還付金事業として、福祉課3,284万3,000円、子育て支援課5,950万円、高齢介護課2万2,000円、保険年金課170万2,000円、健康推進課39万3,000円、それぞれ過誤納還付金を増額補正するものです。

22ページです。

款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業は、当該会計の補正に伴い、必要となる一般財源を繰り出すもので、国民健康保険特別会計繰出金294万4,000円の増額補正です。

次に、介護保険特別会計繰出金事業は、当該会計の補正に伴い必要となる一般財源を繰り出すもので、介護保険特別会計繰出金2,377万3,000円の増額補正です。

24ページです。

目 老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業は、当該会計の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、後期高齢者医療特別会計繰出金465万4,000円の減額補正です。

41ページです。

款 土木費、項 都市計画費、目 公共下水道費、下水道事業会計負担金事業は、当該会計の補正に伴い、不用となる一般財源を減額するもので、下水道事業会計負担金215万1,000円の減額補正です。

43ページです。

項 排水路費、目 排水路費、水路改良等事業は、町内一円水路浚渫・維持補修工事500万円の増額補正です。

水路の補修やしゅんせつなどに関し、当初予算1,000万円の範囲で地元要望に

対応してきましたが、要望箇所が想定より多く、執行に際し予算不足が見込まれるため、所要の額を補正するものです。

44ページです。

款 消防費、項 消防費、目 常備消防費、常備消防一般事務事業は、本年6月定例会において、消防本部職員の定数を5人増員する議案を議決いただいたところですが、令和8年4月には3人採用する予定としており、制服、活動服、救急服など、業務に必要な貸与品を購入するもので、消耗品費132万8,000円の増額補正です。

目 非常備消防費、消防団活動事業は、消防団を退職する団員に、条例に基づき退職報償金を支給するもので、消防団員退職報償金1名分20万円の増額補正です。

48ページです。

款 教育費、項 中学校費、目 学校管理費、中学校管理運営事業及び府中緑ヶ丘中学校給食事業は、令和8年度、両中学校において生徒数・学級数の増加が見込まれることから、机、椅子、教卓、給食用ワゴンなどを購入するもので、それぞれ155万円、26万2,000円を増額補正するものです。

52ページです。

項 社会教育費、目 くすのきプラザ費、くすのきプラザ維持管理事業は、施設修繕料503万6,000円を増額補正です。

広島県が実施した防災査察において、くすのきプラザ内の手動排煙及び非常用照明について「改善すべき」と指摘されたことから、修繕を行うものです。

続いて、第2条「債務負担行為の補正」について、第2表 債務負担行為補正により説明をいたします。

5ページへお戻り願います。

追加となります。

ふちゅう町議会だより印刷製本費は、令和8年5月号の編集作業に、令和8年4月当初から直ちに着手するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間、令和7年度から令和8年度、限度額、199万7,000円です。

広報ふちゅう印刷製本費も同様、令和8年5月号の編集作業に令和8年4月当初から直ちに着手するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間、令和7年度から令和8年度、限度額、1,032万9,000円です。

各種納入通知書等作成業務委託料は、期間、令和7年度から令和8年度、限度額1,654万4,000円です。

町では現在、税や保険料等の納入通知書など、約70の帳票の印刷を保有している高速プリンターで行っていますが、今年度末に保守期間が満了となる上、同機種は後続機が製造されないことから、今般今後の検討を行いました。

その結果、別機種の機器の購入やリースを行うより、外部に委託したほうが安価であるとともに、職員の事務負担軽減にも資することから、今後は外部委託を行う方針としました。

令和8年4月早々には、一部納税通知書を送付する事務が控えており、契約の予定履行期間が年度を超えることから、債務負担行為を設定するものです。

町県民税賦課システム改修委託料は、期間、令和7年度から令和8年度、限度額、1,342万6,000円です。

町県民税の賦課において、給与所得控除の見直しや特定親族特別控除の創設など、令和7年税制改正に伴うシステム改修を行う必要がありますが、予定履行期間が年度を超えることから、債務負担行為を設定するものです。

戸籍システム標準化支援業務委託料は、期間、令和7年度から令和8年度、限度額、708万4,000円です。

本委託料は、令和6年度当初予算において、令和6年度から令和7年度にわたる債務負担行為として議決いただき、その後、今年度末を履行期間とする2,020万7,000円の契約を行うことにより、事務を進めてきたところです。

今般、その業務の一部について、完了が見込めなくなったことから、履行期間を延長する必要性が生じたため、債務負担行為を設定するものです。

生活困窮者自立相談支援事業委託料、次の家計改善支援事業委託料、6ページにまいります、生活困窮者就労準備支援事業委託料は、今年度で3年にわたる契約期間が終了するに当たり、令和8年4月当初から直ちに業務を開始するとともに、引き続き3年間の委託を実施するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は3事項ともに、令和7年度から令和10年度、限度額はそれぞれ3,718万5,000円、614万1,000円、2,021万1,000円です。

環境センター持込ごみ対応等業務委託料は、令和8年4月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間、令和7年度から令和8年度、限度額、4,109万4,000円です。

普通ごみ収集委託料は、今年度で3年にわたる契約期間が終了するに当たり、令和8年4月当初から直ちに業務を開始するとともに、引き続き3年間の委託を実施するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間、令和7年度から令和10年度、限度額、2億5,436万7,000円です。

家電4品目収集運搬業務委託料は、令和8年4月当初から直ちに業務を開始するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間、令和7年度から令和8年度、限度額、43万9,000円です。

道路維持管理業務委託料は、道路補修などの住民要望に対し、令和8年4月当初から即時に対応するため、今年度中に契約などの諸準備が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間、令和7年度から令和8年度、限度額、3,100万円です。

WEBハザードマップ更新委託料は、期間、令和7年度から令和8年度、限度額151万4,000円です。

このたび広島県が地震被害想定の見直しを行ったことにより、町ハザードマップの津波浸水想定区域、震度分布図、液状化危険度を更新する必要性が生じました。

町民へ早期に周知を図るため、当該委託料を補正計上するに当たり、契約の予定履行期間が年度を超えることから、債務負担行為を設定するものです。

補足説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 質疑に入る前でございますが、ただいま人件費補正に関して、議案資料により一括で説明がありました。

つきましては、質疑についても人件費部分に関するに関して議案資料により一括で受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、歳出から質疑を行います。

先ほど資料により説明を受けました、全会計の職員給与費事業と会計年度任用職員

報酬等事業について質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 給料、職員手当、共済費、それぞれ全部同じ人数だろうと思うんですけども、中途退職者・休職者・育休者、それぞれ何人ずつですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

職員課長兼職次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

人数についてですが、まず退職者については3名、休職者については5名、育休職員については12名。あと、部分休業というのがございますが、そちらが8名となっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に10ページの目 議会費の議会運営事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に13ページから14ページ、目 諸費の過誤納還付金事業、全ての所属で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ次に、飛んで22ページ、目 社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金（事務費等）事業と介護保険特別会計繰出金事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に24ページ、目 老人福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に少し飛んで41ページ、目 公共下水道費の下水道事業会計負担金事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に43ページ、目 排水路費の水路改良等事業で

質疑ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

説明では、当初予算が1,000万で、要望が多いので追加で500万補正を上げられたということです。

当然、この水路改良事業、しゅんせつ工事というのは、住民の安全にも関わることなので、重要な工事だとは認識しております。

要望が多く追加をされたということなんですけど、この要望というのは、緊急性が高いから追加されたのか、それとも要望全てに対して、それを答えるために追加補正を組まれたのか、ちょっとその辺のどういう状態で補正を上げられたのかというのを御説明をお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

下水道管課長兼職次長。

○町民生活部次長兼下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長兼職次長です。

要望があって現場に行きまして、早めに対応したほうがいいということを判断して対応しています。

ちなみに昨年度、年間で23か所対応しています。今年度は10月末現在で17か所対応しております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

現場を確認して対応するという説明であったんですけど、それは積み残しもあるということですか。

幾ら要望されても、現場を見て、これは緊急性がないねといったら、今回、補正予算では工事を行わずに、また次の年度にするとか、それはそのときのやっぱり現場を見たところで取捨選択ということで、そういうのをされていらっしゃるという理解でよろしいですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

下水道課長兼副理事長。

○町民生活部次長兼下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長兼職次長です。

おっしゃるとおりです。

なお、職員で直接対応できるものについては、職員で対応しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

6 番、梶川議員。

○6 番（梶川三樹夫君） ちょっと今の関連なんですけど、以前にちょっと要望したときなんかは、それを測ってみて、何センチあったら大体しゅん濺するとか、そういう基準があったんじゃないですかね。今もありますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

下水道課長兼職次長。

○町民生活部次長兼下水道課長（岡村紀行君） 下水道課長兼職次長です。

何センチという基準は今ございません。必要であれば、対応しております。

流れが早いところ、緩いところとか、いろいろございますので、その場その場で判断しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に44ページ、目 常備消防費の常備消防一般事務事業と目 非常備消防費の消防団活動事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に48ページ、目 学校管理費の中学校管理運営事業と府中緑ヶ丘中学校給食事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に52ページ、目 くすのきプラザ費のくすのきプラザ維持管理事業で質疑ございますか。

15 番、田中議員。

○15 番（田中伸武君） 県の防災査察というのがどの程度あるのか教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。田中議員の御質問にお答えいたし

ます。

広島県では、建築物防災週間として、年間で上期・下期２回ほど実施されていると資料がございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） それは全然規模なりなんなり決めて、全施設２回やるということですか。それともピックアップして、町なら何か所ぐらいのところに年２回程度来るとかいう大ざっぱな頻度なり目安なりありますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。田中議員の御質問にお答えいたします。

詳細は、広島県の事業でございますので、こちらのほうで分かりかねるのですが、町が受けた際の「6年度下期の取組結果」という資料に基づきますと、防災査察につきましては、建築基準法に基づく定期報告、こちらにつきましては未提出・未是正となっている建築物を重点対象として実施したというところでございます。

県内の防災査察の集計といたしまして、現地調査は合計28件で、広島県が行ったのが9件というふうに資料のほうでは記載をされておるところです。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

戻りまして、9ページの歳入について質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に5ページと6ページの「第2表 債務負担行為補正」について、一括で質疑ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

上から3つ目の各種納入通知書等作成業務委託料ということで、今回からというふ

うに、先ほど説明があったんじゃないかと思うんですけど、これも納入通知書というのは個人情報の塊みたいなものでありますので、作成業務というのは具体的にどうい  
うことを作成・印字するのか。そして、発送までということなのかもしれませんが、  
具体的な内容と、あと、個人情報保護という点で、どういうことを留意されているの  
かということについても併せて答弁いただきたいと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

情報管理課長。

○情報管理課長（竹林邦彦君） 情報管理課長です。ただいまの御質問についてお答え  
いたします。

まず、こちらにつきましては、基本的に印刷、納付書のデータについては、現行の  
システムで作ります。こちらの印刷をする行為について、外部に委託させていただく  
というものでございます。

次に、秘密というか、個人情報の保護についての御説明なんですが、契約する業者  
とは当然ながら秘密保持契約というのを結ばせていただきまして、納付書を外部に印  
刷するんですが、そちらのほうの秘密については当然、従業員の方も含めて守ってい  
ただくということを、当然ながら契約させていただくことになります。

説明は以上でございます。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 分かりましたけれども、ですから、実際にはExcelでは  
ないと思うんですけど、Excelのようなデータシートから帳票、紙に印刷する  
ということで、ですから、でも業者にそのデータを渡すわけですね。会社としては、  
きちっと契約を当然されるんだと思うんですけども、いろんなところで見受けられる  
のは、その職員がそのデータを持ち出してしまうというようなことが、どうしても  
民間に委託する場合には、公務でやっている公務員の皆さんが、町の職員の方がやっ  
ているのと比べて、かなりルーズになる傾向があるというふうに見受けられるんです。

ぜひその点で間違いが起こらないように、町民の皆さんの様々な情報が流出しない  
ように、十分配慮していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑ありますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 今の民間委託ですけれども、70種類の税・保険情報というのは、今町が町民にいろいろ発送するほぼ全部と見ていいんですか。

それと、金額が、外注のほうが節約になるということですが、どういう計算でどの程度の節約になるのか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

情報管理課長。

○情報管理課長（竹林邦彦君） 情報管理課長です。

ただいまの御質問で、まず帳票についてなんですが、70帳票ございまして、各種税や料の通知書、納付書、督促状、例えば、あと選挙のお知らせなど、様々な物を一般的にほとんどの印刷帳票になると思います。

続きまして、費用についてなんですが、こちらにつきましては。

○議長（力山 彰君） 財務部次長。

○財務部次長兼財政課長（土井賢二君） 財政課長兼職次長です。

費用につきましては、1年間当たりで約250万程度、委託等リースでは差額が出ているという計算でやっております。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 250万円、自前でやる場合、今度はリースなんですか。完全外注するわけですね。今までは自前でやって、リースでやって、ちょっとその仕組みが分からないですけど、職員の手間が省ける部分と、リースか完全外注かの部分があるのかと思うんですけども、省力化の具体的中身と労力の測り方というか、計算の仕方をちょっと単純にというか大ざっぱに教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

次長兼財政課長。

○財務部次長兼財政課長（土井賢二君） 今回、比較したのは、リース、それと購入、それと外部委託という格好で3つのケースで経費を比較させていただきました。

それで、まず購入費というものと、購入の場合は、保守で従量料金というところで、用紙代についてはどの業務を一緒というところで、そこは計算的には外部でやろうが、リースであろうが、購入であろうが、そこは変わらないというところで、購入の部分で言えば、購入費、保守、従量料金というところがございます。

リースは、今度は購入費はございません。リースのほうについては賃貸借費で、あとは保守、従量料金というところは購入とリースは変わらないと、外部委託になりますと印刷委託費のみになりますので、そちらのほうで計算させていただいて、1年間当たりの最も高かったのがリース、次が購入費、外部委託が最も安価であったと今言ったのは、リースと外部委託のところでの差額が1年当たりで換算すると250万程度安価に済むというような結果になりました。

説明は以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 購入の場合だと、何年もつかによって結構安くつくんじゃないかという気もするんだけど、償却期間なりなんなり含めて、今の3つでいうと年間幾らで、何ぼ節約することになるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

課長兼財政課長。

○財務部次長兼財政課長（土井賢二君） 財政課長兼職次長です。

一応、3年間で計算させていただいております。3年間で計算すると、リースのほう約7,000万円で、購入が6,600万、外部委託が6,200万という格好になるので、3年間で言いますと766万程度差額が出たというところで、3年で1年当たりを換算して255万というような計算でさせていただいております。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 判断は尊重しますが、そんな節約で、量が大したことないのなら、なるべく自前で、さっき言った安全リスクの問題もあるし、役所としてなるべく自分ところでいろいろできるような方向で、多少金がそうかからないのだったら、そういう方針といいますか、そこの判断は難しいと思いますけども、頑張っていたきたいなと思います。

○議長（力山 彰君） その他質問ございますか。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

ちょっと関連なんですけど、今いろいろ質疑を聞いていて、今回の外部委託、これって特殊なことなんですか。

全国的に見たら、自治体というのは、こういう民間委託というのは結構ポピュラー

ですが、一般的な事業なのか、府中町は今回特別なものなのか、ちょっとその辺の状況を説明をお願いします。

○議長（力山 彰君） 情報管理課長。

○情報管理課長（竹林邦彦君） 情報管理課長です。ただいまの御質問についてお答えいたします。

ほかの自治体でも、例えば、広島市さんとか、ほかのところでも当然ながらこちらの印刷業務を行っております。

今までは、当町では自庁内に高速プリンターがございましたので、こちらを使ってということだったんですが、今回保守も切れて、新しく買い直さなければいけないということで、先ほど財務部次長から説明があったとおり、いろいろとコストの比較を検討しながら行ったところでは。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで昼休憩に入りたいと思います。13時から再開をいたします。休憩。

（休憩 午前11時49分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第9、第54号議案、令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第54号議案 令和7年12月12日提出。

令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度府中町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ294万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,956万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第54号議案、令和7年度府中町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

6ページをお願いします。

歳入です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金、職員給与費等繰入金は、本補正予算に伴い必要となる一般財源を繰り入れるもので、294万4,000円の増額補正です。

7ページから歳出ですが、職員給与費関連を除き、説明をいたします。

11ページになります。

款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金、過誤納還付金事業（健康推進課）は、前年度県費対象事業の精算に伴い、過誤納金を還付するもので、過誤納

還付金 899万7,000円の増額補正です。

補足説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（力山 彰君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、11ページの目 償還金の過誤納還付金事業（健康推進課）  
です。質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に歳入について質疑を行います。

戻りまして、6ページの歳入につきましては、職員給与費等繰入金で質疑ございま  
すか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思ひますが、御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定い  
たしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第10、第55号議案、令和7年度府中町介護保険特別会  
計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 続きまして、第55号議案 令和7年12月12日提出。

令和7年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度府中町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところに  
よる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補総額に歳入歳出それぞれ1億3,198万4,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,005万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

補足説明は、引き続き、財務部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

財務部長。

○財務部長（増田康洋君） 財務部長です。

第55号議案、令和7年度府中町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して説明いたします。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

6ページをお願いします。

歳入です。

款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 介護給付費負担金、現年度分は、歳出「保険給付費」の補正に伴う財源措置で、負担率100分の20、2,452万8,000円の増額補正です。

項 国庫補助金、目 調整交付金、現年度分は、歳出「保険給付費」の補正に伴う財源措置で、補助率100分の5、613万2,000円の増額補正です。

目 総務費補助金、地域包括支援センターICT等導入支援事業補助金は、歳出「総務費」に補正計上しています、介護保険一般事務事業の特定財源で、補助率2分の1、90万円の増額補正です。

款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金、現年度分は歳出「保険給付費」の補正に伴う財源措置で、負担率100分の27、3,311万3,000円の増額補正です。

款 県支出金、項 県負担金、目 介護給付費負担金、現年度分は、歳出「保険給付費」の補正に伴う財源措置で、負担率100分の12.5、1,533万円の増額補正です。

款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 介護給付費繰入金、現年度分は、歳出保険給付費の補正に伴う財源措置で、1,533万円の増額補正です。

目 その他一般会計繰入金、職員給与費繰入金及び事務費繰入金は、本補正予算に伴い必要となる一般財源を繰り入れるもので、それぞれ567万9,000円、276万4,000円の増額補正です。

7ページです。

項 基金繰入金、目 介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、歳出「保険給付費」の補正に伴う財源措置で、2,820万8,000円の増額補正です。

8ページから歳出です。

職員給与費関連を除き、説明をいたします。

款 総務費、項 総務管理費、目 一般管理費、介護保険一般事務事業は、地域包括支援センターICT等導入支援事業補助金180万円の増額補正です。

訪問時にリアルタイムで情報の発信受信を行うことができるよう、介護や相談の記録などを電子化するシステムを地域包括支援センターが導入するに当たり、補助を行うもので、業務の効率化に向けて支援いたします。

9ページです。

款 保険給付費、項 介護サービス等諸費、目 居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス等給付費事業は、通所介護や通所リハビリなど、上半期のサービス利用実績を基に、今年度の事業費を試算したところ、当初予算を上回るため、居宅介護サービス給付費の不足額1億2,264万1,000円を増額補正するものです。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） それでは、歳出から質疑を行います。

人件費補正以外では、8ページの目 一般管理費、介護保険一般事務事業で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に9ページ、目 居宅介護サービス給付費、居宅介護サービス等給付費事業で質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） この居宅介護サービス給付費が、さっきの上半期の実績を基にして、1年分をこれだけ補正しないといけないというふうにしたのか、それとも、もう上半期だけで既にこれだけオーバーして、また、さらに下半期がひょっとしたら

補正があるのかどうかということ。

それから、この1億2,000万、通所介護と通所リハビリですが、具体的にはどういった事業ですか。居宅介護サービスのうちの通所介護というのは、いわゆるデイサービスのことなんですか。もうちょっと具体的にどんな事業が見込みより相当多くて、どの程度なのかということをお願いします。

○議長（力山 彰君） 高齢介護課長。

○高齢介護課長（松林 亮君） 高齢介護課長です。田中議員の御質問にお答えします。

まず、補正予算の組み方なんですけど、昨年度6年度の上半期と下半期の事業費を比較しまして、その伸び率を7年度の上半期の実績から伸ばしたものの、約4%弱の伸びでございます。

居宅サービスは、要介護1から5の方を対象としておりまして、様々なサービスがございまして、訪問介護とか、訪問看護、通所介護など、多くのサービスがございまして、そのうち最も伸びているのが通所介護サービスでございまして、家まで車で迎えに行つて、介護施設に行つて、いわゆるデイサービスを受けるものというものになります。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、次に、歳入について質疑を行います。

戻りまして、6ページから7ページの歳入について、繰入金の職員給与費繰入金以外で一括で質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第11、第56号議案、令和7年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第56号議案 令和7年12月12日提出。

令和7年度府中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和7年度府中町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,162万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

府中町長 寺尾光司

なお、本補正予算案につきましては、職員給与費関連の歳出及びそれに伴う繰入金の歳入のみでございますので、補正予算はございません。よろしくお願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 本案につきましては、人件費補正のみで補足説明はないということですので質疑討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第12、第57号議案、令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 57号議案 令和7年12月12日提出。

令和7年度府中町下水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 令和7年度府中町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和7年度府中町下水道事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目 第1款 下水道事業収益、既決予定額14億9,111万4,000円、補正予定額215万1,000円の減額、計14億8,896万3,000円。

支出、科目 第1款 下水道事業費用、既決予定額14億5,661万3,000円、補正予定額215万1,000円の減額、計14億5,446万2,000円。

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧中「資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億4,544万9,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,515万3,000円及び当該年度分損益勘定留保資金5億2,029万6,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億3,553万7,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,515万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金5億1,038万4,000円」に改め、同条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、第1款 資本的支出、既決予定額12億7,926万8,000円、補正予定額991万2,000円の減額、計12億6,935万6,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

科目、(1) 職員給与費、補正前9,671万5,000円、補正後8,465万2,000円。

（他会計からの補助金の補正）

第5条 予算第9条中「9億6,401万2,000円」を「9,524万5,000円」に改める。

府中町長 寺尾光司

なお、本補正予算につきましても、職員給与費関連の支出及びそれに伴う負担金等の収入のみでございますので、補足説明はございません。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 本件につきましても、人件費補正のみで、補足説明もないということですので、質疑討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第13、第58号議案、府中町印鑑条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第58号議案 令和7年12月12日提出。

府中町印鑑条例の一部改正について。

府中町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、印鑑登録事務における印鑑登録原票の複製方法を変更するため、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。

第58号議案、府中町印鑑条例の一部改正について、補足して説明します。

4ページ、第58号議案参考資料を御覧ください。

印鑑登録事務においては、氏名・住所・印影等の内容については、システムに登録しており、証明書発行や各種照会等の事務については、システム上の電子データを用いて実施しており、事務の実施については、システムのみで完結しているところです。

これに加え、内容についてはシステムと同様のものとなりますが、紙媒体の印鑑登録原票も保管・管理をしています。この紙媒体の印鑑登録原票は、登録者の住所地で管轄の庁舎が異なり、役場本庁舎または府中南交流センターで保管・管理されています。そのため、登録者の住所異動があれば、それに合わせ本庁舎と南交流センター間で紙の原票を差し替えるといった業務が発生しています。

条例が制定された昭和59年当時は、全て紙媒体で事務を行うことを前提として条例が制定されていましたが、現在の事務の実態に即した形に条例改正を行うものです。

本条例改正により、システム上に登録された印影等電子データにより事務を行うという実態に即し、紙媒体の管理作業の軽減と保管スペースの削減を図るものです。

1、改正の趣旨です。

印鑑登録事務における印鑑登録原票の調製方法を変更するため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。印鑑登録原票の調製方法について、紙媒体に加え、電子データによる方法を可能とします。

3、施行期日は公布の日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 確認ですけれども、これはいわゆる電子データでもできるという規定だと解釈するんですが、元の紙媒体の原票はスペースを省くということですが、なくすわけではなくて、これはこれですとどこかで保管し続けるということではないんですよね。

○議長（力山 彰君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（塩月久美子君） 住民課長です。田中議員の御質問にお答えいたします。

紙媒体につきましては、将来的には保存年限等を確認しながら廃棄していきたいと

は考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 将来的というのは、今のこの条例文案をもって、将来は紙を、つまり印鑑登録がまだ登録され、その人が登録している状態なのに廃棄できると解釈するということですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（塩月久美子君） 住民課長です。

システムの中にも印鑑登録の原票はもう既にありますし、今登録されている方の住所によって、役場の本庁舎と南交流センターで保存場所が違いますので、かなり事務が煩雑になっていると思っておりますので、条例改正後、期間を見ながら紙原票につきましては廃止していきたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） そうすると、この表現ですけれども、条文の。改正後の表、第7条、「印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製することができる」というのは、いわゆる紙に取って代わってしまってもいいという、そういう意味なわけですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（塩月久美子君） 住民課長です。

そのように条例を改正しているつもりです。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） デジタルのデータというのは非常に便利で、今言ったように有用なわけですけれども、一方で、非常に危険性もあるわけで、ダウンしたり、外部から改変されたり、あるいは加工されやすかったりする、そういうリスクがあるのは承知のとおりですし、今日も午前中あれとか言って、デジタルが動かなかったりすることもあったわけですけれども、そうすると、紙媒体をなくすことによるリスクの対策といいますか、これは何か、これの条例改正に合わせてあるんでしょうか。

私も素人でよく知りませんが、例えば、登記簿なんかも、かなり電子データするに当たって、謄本を取るのはいろんなややこしい紙が貼ってあったりする事務的な作業が加わってるようですけども、今回は単にそういう危険回避、リスクを回避するための何か、対策というのは合わせて何か考えておられるのかどうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

住民課長。

○住民課長（塩月久美子君） 住民課長です。

一応、システムのバックアップ体制も通常の本番環境もありますし、予備のサーバーが役場の電算室のほうにもありますし、そういったところに加えて、マイナンバーカードをお持ちの方については、コンビニでも印鑑証明書を発行できるということになっておりますので、対応しておりますので、もしサーバーが落ちたとしても、すぐには印鑑登録の紙の原票がないからといって、困ることはないと思っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） そうすると、予防ということになりますけれども、普通のいわゆるデジタルで文字情報だとか、文章の情報を補完するのと違って、やはり映像ですから、映像をデジタルで保存する場合は、非常に改変されるリスクは普通の文字情報とは、危険性が非常に高いと僕は思うわけなので、反対まではしませんけど、その対策を出してほしい、あるいはテクニカルなアドバイスを受けて、しっかりとやっていただくように、これは要望ですけど、お願いします。

○議長（力山 彰君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第14、第62号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第62号議案 令和7年12月12日提出。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について。

府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第62号議案、府中町特定教育・保育施設及び特定型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、補足して説明いたします。

第62号議案参考資料を御覧ください。8ページになります。

1、改正の趣旨です。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

本議案で改正する条例は、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の3つで、いずれも内閣府令または厚生労働省令により示された基準によって定めており、国の基準の一部改正に伴い、関連する町の条例を3件一括で改正を行うものです。

2、改正事項の概要です。

まず、第1条による改正は、府中町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

第2条による改正は、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

第3条による改正は、府中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

このうち、(1)(2)(4)は、いずれも児童福祉法第33条の10に、新たに第2項及び第3項が設けられたため、同条を引用している条項番号を改正するものです。

児童福祉法第33条の10第1項各号では、心身に有害な影響を与えるため、特定教育・保育施設の職員が行ってはならない禁止行為を掲げていましたが、第2項として、職員が幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員である場合、第3項として職員が幼稚園である特定教育・保育施設の職員である場合においても、認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる行為について追加をしたものです。これを端的に申し上げますと、児童福祉法に定める施設の職員だけでなく、認定こども園、幼稚園の職員の禁止行為についても条文に追加するというものです。

なお、児童福祉法第33条第1項各号及び認定こども園法第27条の2第1項各号に掲げる、職員が行ってはならない禁止行為とは、園児に対する暴行、わいせつ行為、危険防止措置を怠る、暴言または拒絶するなどの行為となります。

次に、第2条の改正事項の(3)については、府中町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、乳幼児健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができるとしたものです。

これは、保育所で通常年2回健康診断を行うこととなっていますが、町が行う乳幼児健康診査、1歳半健診、3歳児健診などですが、これらの結果を保護者からの提供

を受けることができれば、保育所での健康診断の全部または一部を行わないことができるというものです。

令和6年度にこども家庭庁が実施した調査研究において、保育所等では、保護者の同意を得た上で、0歳から2歳児に係る乳幼児健康診査の結果を入手し、子どもの健康状態を確認するために活用していることが明らかになったことから、保育所等における子どもの健康管理の円滑な実施を図るよう、改正されたものです。

3、施行期日は公布の日です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第15、第63号議案、府中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第63号議案 令和7年12月12日提出。

府中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

府中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

提案理由でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するということでございます。

補足説明は、福祉保健部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。

第63号議案、府中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、補足して説明いたします。

第63号議案参考資料を御覧ください。11ページになります。

1、制定の趣旨です。

令和6年に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労の要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」が創設され、児童福祉法において、乳児等通園支援事業として規定されました。

この制度は、令和7年4月1日から制度化され、令和8年4月1日から給付事業として全国の市町村において実施されるものですが、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならないとされており、その条例は内閣府令で定める基準に従い定め、またはそれを参酌するものとされています。

当町においても、内閣府令で定める基準に基づき、「府中町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定します。

2、制定の概要です。

内閣府令の定める基準を勘案し、当該府令と同内容の基準を定めるものです。

主な内容としては、第1条から第19条まで総則として、趣旨、定義、一般原則、虐待の禁止、衛生管理、秘密保持、苦情対応等について定め、第20条においては、乳児等通園事業の事業実施区分として、一般型、余裕活用型の区分を設けています。一般型は、現在行われている保育所等の本体とは別に定員を設けて実施する事業、余裕活用型は、保育所等の本体の利用定員に余裕がある場合に、利用定員の範囲内で実

施するというものです。

第21条から第26条においては、設備及び職員に関する基準について、事業所の区分ごとに定めています。一般型の設備に関する基準は、事業の運営を行うために必要な1人当たりの面積要件、利用する乳児及び幼児の安全を確保するための乳児室またはほふく室等の施設及び設備を備えるものとしております。一般型の職員に関する基準は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児はおおむね6人に1人以上とし、そのうちの半数以上は保育士とすることとしています。

また、余裕活用型の設備及び職員に関する基準については、当該事業所の保育所または幼保連携型認定こども園などの区分に応じて、国、県、または町が定める基準によるものとしております。

3、施行期日は令和8年4月1日です。

本条例を制定後、事業運営を行う事業者を募り、基準に基づく審査を行い、子ども子育て会議でお諮りした上で事業認可を行います。また、あわせて町民に対し事業の周知を行い、事業開始時から御利用いただけるよう準備を進め、子どもにとって良質な生育環境を整えていきます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し質疑を行います。

質疑ございますか。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） この制度は、これからだとは思いますが、もういろいろな園なんかには、こういうことが始まるよということは言っているんですか。それで受け入れる体制が実際あるのか、どのくらいあるのかなという。質問です。お願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。梶川議員の御質問にお答えさせていただきます。

府中町の該当する保育施設については、説明会を既に実施しております。10月ぐらゐに説明会を行っているんですけども、その当時以降にまた実施意向をお聞きしたところ、19園中14園が実施予定という回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） その他質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 今の実施予定ですが、スケジュール的に言うと、条例整備と手続的には、実際にその誰でも通園制度に町民が子どもが参加できそうなのは、いつ頃になりそうな感じですか。

○議長（力山 彰君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。田中議員の質問にお答えさせていただきます。

今回の条例を制定をさせていただきまして、認可を得られたらまた周知をするんですけども、現在、令和8年度の入所者を受付をまだしているところで、それぞれの各園の定員についてがまだはっきりしない状況になりますので、その定員の部分がはっきりしましたら、早ければ広報でも周知したいと思うんですけども、状況によっては、先にホームページということで周知をさせていただくことになると思います。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） だから実際に、即もう4月1日で準備が整っているところに子どもあれ、月10時間でしたっけね。親がぱっと応募できることもあり得るということなんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。

保育所について、そういう定員のほうはなかなかまだ確定しない状況があるんですけども、幼稚園のほうも該当するようにはなっておりますので、幼稚園であるとか、あと地域子育て支援センター、それと、あとは一時預かり部分でという園もありますので、まずはそこからできるようには準備を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) なければお諮りします。  
本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。  
次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長(力山 彰君) 日程第16、第64号議案、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題に供します。  
本案について、理事者の説明を求めます。

○議長(力山 彰君) 町長。

○町長(寺尾光司君) 第64号議案 令和7年12月12日提出。

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

安芸地区衛生施設管理組合が令和7年12月議会で一般廃棄物処理手数料(事業系可燃性一般廃棄物の処理手数料)を改正することを受け、当町も安芸地区衛生施設管理組合及び近隣自治体との均衡に配慮した適正な手数料にするため、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。

○議長(力山 彰君) 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長(胡子幸穂君) 町民生活部長です。

第64号議案、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、補

足して説明します。

4 ページ、第 6 4 号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

安芸地区衛生施設管理組合が、令和 7 年 1 2 月議会で事業系可燃性一般廃棄物の処理手数料を改正することを受け、当町においても、安芸地区衛生施設管理組合及び近隣自治体との均衡に配慮した適正な手数料とするため、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

事業活動に伴って生じた一般廃棄物、いわゆる事業系可燃ごみが、町の処理施設府中町環境センターに搬入された場合に徴収する手数料について、10 キログラム当たり 101 円から 108 円に変更するものです。

3、施行期日です。

施行期日は令和 8 年 4 月 1 日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

17 番、狩野議員。

○17 番（狩野雄二君） 17 番、狩野です。

今回の手数料改定ですが、これは、101 円から 108 円になっているんですけど、安芸地区衛生施設管理組合が手数料改定をされたということなんですけど、同じ値段なんですか。安芸地区と府中町のこの 101 円から 108 円というのは、同じ値段なんですか。ちょっとその辺について教えてください。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。ただいまの質問にお答えします。

安芸地区衛生施設管理組合の事業系可燃ごみの手数料も 108 円でございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

15 番、田中議員。

○15 番（田中伸武君） そうすると、この近隣自治体との均衡というのはどういう意

味ですか。安芸地区以外の例えば、広島市とか、そこらも配慮したということですか。  
安芸衛管での近隣という意味ですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長です。

まず、近隣自治体という意味は、安芸地区衛生施設管理組合を構成する安芸郡4町を全て含むということでございます。

今回、改正に至った経緯なんですけど、安芸地区衛生施設管理組合のほうで処理手数料が改定されるというところが、その一因として、昨年2月に広島市の市議会のほうでも101円から108円に改正されまして、この令和8年4月1日から施行されるというふうになっておりまして、自治体の均衡を図るため、当町においての手数料も改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 今、担当のほうから安芸地区衛生施設管理組合の手数料が108円という言い方をしたんですけど、これはまだ組合議会がかかっていないので、108円とするよう今検討しているということで御理解ください。

正式には、この12月中には議会開催予定ですけど、まだ図られてはないということでございます。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） さっきの環境課長の説明だと、広島市が先行してこの値段になっておるので、それに合わせたような説明でしたけども、広島市がというのは、安芸衛管の一部を広島市が構成しているから、広島市が上げたからそれじゃあそれに倣ったんよと、そういうことになるわけですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（相原一夫君） 環境課長でございます。先ほどの質問に答弁します。

平成14年の安芸クリーンセンターの稼働開始より、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡4町の事務事業系可燃ごみの手数料は広島市と同じ手数料としているところでございます。

今回の108円の妥当性というところも検討しておりまして、安芸地区衛生施設組合でのごみ処理の原価というものが、平成24年、今の10年以上前は354円だったものが、令和6年度には10キロ当たり456円と大幅に上昇しております。

これまで事業系可燃ごみ手数料の負担割合は、処理原価の大体25%から30%というところで競っておりまして、25%を下回る場合には、広島市等の手数料も踏まえながら、手数料の改定が行われてきたというところがございます。

答弁は以上となります。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） だから広島市に倣ってというより、組合として計算したということで、額は広島市と一緒だということなんですね。分かりました。

それで、今回事業系だけでも、我々が一番心配するのは、家庭ごみの有料化であります。今みたいな決め方で行くと、広島市がこうしないといけないとか、あるいは経費がこうだからということで、有料化の道筋ができるという前例的な意味合いをふんぷんと感じるわけですけれども、要望としては、府中町独自の非常に安芸地区もそうかもしれませんが、家庭ごみの処理費用にこれを敷衍するというか、習うことはないように、いろんな政策的な意味を込めて、ぜひ考えていただきたいと要望しておきます。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで休憩いたします。再開は2時10分とします。休憩。

（休憩 午後 1時58分）

(再開 午後 2時00分)

○議長（力山 彰君）休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第17、第65号議案、府中町下水道条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第65号議案 令和7年12月12日提出。

府中町下水道条例の一部改正について。

府中町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

排水設備工事を施工する業者の指定に関する特例を設けることにより、災害時等に排水設備工事を適正に実施し、個人宅内の配管を早期に復旧するため、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は、町民生活部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

町民生活部長。

○町民生活部長（胡子幸穂君） 町民生活部長です。

第65号議案、府中町下水道条例の一部改正について、補足して説明します。

4ページ、第65号議案参考資料を御覧ください。

1、改正の趣旨です。

排水設備工事を施工する業者の指定に関する特例を設けることにより、災害時等に排水設備工事を適正に実施し、個人宅内の配管を早期に復旧するため、条例の一部を改正するものです。

これは、昨年1月に発生した能登半島地震で、多くの個人宅内の排水設備が被災しましたが、同時に、地元の指定工事店も被災したため、当該地域での復旧が遅れ、家庭での下水道が使用できない状況が長期化したことによるものです。

国はこの事態を踏まえ、令和7年4月に標準下水道条例の改正を行いました。

これを受けて、当町においても下水道条例の改正を行うものです。

2、改正事項の概要です。

災害その他非常の場合において、町長が認める場合は、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備工事を行うことができることとするものです。

3、施行期日は公布の日です。

補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第18、第66号議案、府中町火災予防条例の一部改正についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第66号議案 令和7年12月12日提出。

府中町火災予防条例の一部改正について。

府中町火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるため、条例の一部を改正するというものでございます。

補足説明は、消防長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

消防長。

○消防長（新宅和彦君） 消防長です。

第66議号議案、府中町火災予防条例の一部改正について、補足説明します。

それでは、6ページ、第66号議案参考資料を御覧ください。

まず、1の改正の趣旨です。

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるため、条例の一部を改正するものです。

今年2月に発生した林野火災では、焼損範囲約3,370ヘクタール、焼損棟数226棟、死者1名の被害となり、焼損範囲においては、昭和39年以降では最大の林野火災となりました。

これを受けて、消防庁では「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、その報告書において、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令などによって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であると提言されました。これを踏まえて、消防庁は火災予防条例令の一部を改正しており、これに準じた条例改正となっております。

2の改正事項の概要です。

(1)は、第29条において、火災に関する警報の発令中における火の使用について、山林、原野などでの喫煙を制限する規定を加えるとともに、近年の火気取扱状況から、火災に関する警報発令中における屋内での裸火使用を制限する規定を削るものです。

(2)は、第29条の7において、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるとするものです。これは、林野火災に関する警報を発令する前段階において、強い制限や罰則を伴わず、林野火災予防に係る注意喚起を行うとともに、指定する区域において住民などに火の使用の制限の努力義務を課す仕組みです。

(3)は、第29条の8において、林野火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとするものです。これは、これまでの火災に関する警報では、町内全域に対する火の使用制限を課すこととありま

すが、林野火災予防を目的としたものについては、林野周辺の区域に絞って、火の使用の制限を課すことができるようにするものです。

(4)は、第57条では火災と紛らわしい煙などを発する行為に対して、届出義務を課していますが、当該行為にたき火を含むことを明記するものです。

3の施行期日は、住民などへの周知期間を考慮して、令和8年3月1日としています。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

全体として、当然の必要な改正だと思うんですけども、一点だけちょっと疑問なのは、1の2行目にあります「屋内での裸火の使用を制限する規定を削る」というのは、どういう意図でそういうことになったのかということについて、御説明いただきたいと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（池本琢己君） 予防課長です。二見議員の質問に対してお答えさせていただきます。

本来、屋内での裸火の使用というのが、条例ができた当初の屋内でのかまどであったり、今とはちょっと生活習慣が違う使用様式でした。現在では、こんろについても安全装置付きであったり、住宅用火災警報器ができたことを踏まえて、現代の実情等を即していないということで、このたび削除することになっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

6番、梶川議員。

○6番（梶川三樹夫君） この注意報とか、警報とか、どういう形で出されるのかというのを聞きたいと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（池本琢己君） 予防課長です。梶川議員の質問にお答えします。

まだ現在検討中ではあるんですけども、ある一定の基準を設けた上で、基本のベースとなるのは気象条件です。雨量の情報であったりですとか、乾燥の情報、あとは風の情報を基に、当日の朝、消防のほうで判断をいたします。そして、その基準に合致するようであれば、注意報または警報を発令して、住民の方に、周知方法についてはまだ検討中なんですけども、例えば、防災行政無線を活用するですとか、効果的な周知方法を検討してまいります、そのように対応する予定としております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 林野火災ということになると、広島市に周りを囲まれている府中町ですから、当然、広島市の消防に応援を要請するということになるんだろうと思うんですけども、例えば、府中町側の山にぼやがついたとかという状況のときに、どこまで燃えたら広島市が応援するよとか、だから、そういうすみ分けというのはあるんですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（池本琢己君） 予防課長です。宮本議員の質問にお答えします。

明確な基準はございません。

まず、第一として管内の火災については、府中町消防本部で対応するというのが原則になっておりますので、出動して、それでも抑えきれないという判断となったときに基準はないんですけども、広島市のほうに応援を要請することになります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 山火事ということになると、ヘリコプターで火を消すということが、よくテレビのニュースなんかで見るとはありますが、府中町の場合は東広島ですか、あそこに防災ヘリがいますよね。あれは多分呼ぶんだらうと思うんですけども、呼ぶタイミングはいつ、いつ呼ぶとかという、何かそういう決まりというものはあるんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

予防課長。

○予防課長（池本琢己君） 予防課長です。

今現在、広島県には、広島市と広島県の防災ヘリ、こちらに2機体制でやっております。なので、そのときにどちらがヘリコプターが待機してるのか分からないんですけども、どちらかのヘリを使うことになると思われませんが、これについても明確な基準はございませんが、やはり林野火災となると、地上からの消火というのはかなり厳しいものになりますので、延焼しているようであったら早期に要請するような形になると思われます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第19、第67号議案、府中町放課後児童クラブ条例の制定についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第67号議案 令和7年12月12日提出。

府中町放課後児童クラブ条例の制定について。

府中町放課後児童クラブ条例を次のように定める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

放課後児童クラブの利用料有料化のため条例を制定するというものでございます。

補足説明は、教育部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

府中町放課後児童クラブ条例の制定について、補足説明いたします。

第67号議案参考資料を御覧ください。

1、制定の趣旨です。

放課後児童クラブの利用料有料化のため条例を制定するものです。

次に、2の制定の概要です。

（1）第1条、目的として、放課後児童クラブを実施するために必要な事項を定めることを規定しています。

当町においては、各小学校区に放課後児童クラブを開設しており、本年4月1日現在登録児童数は、小学校1年生から6年生まで769人です。

次に、（2）、第2条では、事業内容として、放課後児童クラブは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者を対象に、保護者の委託を受けて生活指導を行うことを規定しています。

保護者が迎えに来るまで、または児童が下校するまでの生活の場として、遊びや自主学習の場を提供し、児童の健康管理や安全確保を行うものです。

続いて、（3）第3条では、保護者負担金として、入会児童1人当たり月額3,000円、8月分は月額4,000円とすることを規定しています。

国の考え方では、放課後児童クラブ運営費の2分の1を保護者負担金とすることが示されています。国の考え方に基づくると月額6,500円となりますが、県内の状況を踏まえ、子育て世帯の就労支援と経済的負担への配慮から月額3,000円、8月分は月額4,000円としています。

続いて、（4）第4条では、負担金の返還として、既に納めてある負担金については返還しないことを規定しています。また、第5条では、負担金の減免として、経済的事情などの理由により、負担金を支払うことが困難な場合、負担金を減額し、または免除することを規定しています。

本条例の制定を機に、運営する人材の確保、開設する場の確保、児童に対する安全の確保になお一層取り組むとともに、施設環境の改善、室内イベント及び屋外活動の

充実など、適正な運営に努めていきたいと考えています。

最後に3の施行期日は、保護者への説明期間と負担金事務の準備期間を考慮し、令和8年6月1日としています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

7番、木田議員。

○7番（木田圭司君） 7番、木田です。

私の所掌の委員会なので、質問してお答えいただいていますけど、ここを読むだけでは、とにかく児童1人当たり3,000円ということだけなので、第2子以降どうなるのかということのを改めて質問しますので、皆さんに分かりやすく説明していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。木田議員の御質問、多子世帯の減免等についての質問にお答えしたいと思います。

全員協議会の際、御説明をさせていただきましたが、平等性、応益負担の観点から、多子世帯の減免については、採用しないという御説明を差し上げたところではあるんですが、議員の皆様御指摘を踏まえ、また、県内で11市町が採用しているというところもございますので、お示ししていた減免、2種類があったかと思えます。生活保護世帯、それから就学援助世帯、こちらの減免制度に加えて、多子世帯に対する減免措置を検討することとしておるところでございます。

なお、本条例案では別途規則等で定めることとしておりますので、現時点規則等で定める予定のものは、生活保護世帯、就学援助世帯、それから多子世帯への減免措置ということになります。

生活保護世帯、就学援助世帯につきましては全額減免。多子世帯に関しましては、同時に2人以上が放課後児童クラブを利用しているという場合に限って、2人目からの減免規定というふうに考えております。

在籍児童の2人目は半額、3人目以降は全額減免というふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

12番、山口議員。

○12番（山口晃司君） 先月ですかね、全協で説明していただいたときに、1か月ぐらいで有料化を決めるのはなかなか乱暴じゃないかということをおっしゃっていただいたんですが、その思いはまだ変わってありません。

月に1万ぐらいぽんと収入が上がるようなお仕事に就かれているのだったら変わらないかもしれないんですが、なかなかそうじゃない方も多し。私もなかなか給料の上がない気持ちは分かりますので、その中でも、やはり、どうして、何に使われるために有料化になるんだよということを説明する必要があると思いますので、有料化します、その代わりこれは確実に取り組んで成し遂げますと、町民に約束できることをお示しただけならと思います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。山口議員の御質問にお答えいたします。

まずは、昨今の会計年度任用職員の処遇改善等による人件費が増加傾向であることということも踏まえまして、そういったところにまず充てるのが大原則。要は、安定運営に資するのがまず一番というふうに考えております。その上で、人件費に対応することで、安全管理対策であるとか、人員体制確保によるサービス向上対策が実現可能になってくるかというふうに考えておるところです。

それから、あとその他、現状における課題というの、全員協議会のほうでお示しさせていただいていると思います。現在その中で、サービス向上対策、どれができるかという部分も含めて、今後の実施計画であるとか、予算編成の過程の中で計上して皆さんが喜ばれるような児童クラブの運営の経費に充てていきたいと思っております。

山口議員の御質問の回答は、多分具体的にこれとこれとこれということだと思っておりますけど、現時点ではそういったことに資するということととどめさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 12番、山口議員。

○12番（山口晃司君） 最後の一つだけ確認させていただきたいのが、先ほど、職員の給与等に充てるとおっしゃられたんですが、それで確実に人数が増えるとか、定員に十分な職員数を確保する、それによってサービスが安定、または向上するということをだけは約束できますか。

○議長（力山 彰君） 社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。山口議員の御質問にお答えしたいと思います。

現状、全員協議会のほうでもお示ししましたとおり、なかなか児童クラブの支援員の採用確保にかなり苦慮しているというところを説明させていただいているかと思えます。

そうした中で、会計年度任用職員の制度のみならず、様々な、要は人員確保策に乗り出したいとは思っておるところです。

お約束というところで行きますと、やはり対人というところになりますので、なかなか募集をかけても難しい場合というのものもあるかと思えますので、努力をするということだけは約束したいと思います。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

大まかに答弁されましたけれども、改めて、重複しているところもありますけども、大きく言って3点伺いたいと思うんです。1つずつ聞きます。

1つ目は、11月7日の全員協議会で、先ほどから言われているように御説明いただいたんですけれども、有料化の根拠として、受益と負担の適正化を上げられました。

そして、放課後児童クラブの運営費の2分の1を利用者が負担すると厚労省が示しているという説明がありました。これは私の理解するところ、あくまで目安だと思うんです。

言われた資料も見ますと、私も見てみましたが、「放課後児童クラブは運営費の2分の1相当を公費負担とし、残りの2分の1相当を利用者負担としている」という書き方なんですよね。そうであると言っていて、しているという、現状がそうなっていますよということを、厚労省はあくまで説明したんじゃないのかなと私は理解した

んですが、ですから町として、これに従わなければならないという義務は、要するに町としてそうするというのは分かるんですけども、厚労省がこう言ってるからこうしなければならないという、そういうことではないんじゃないでしょうか。これまずお伺いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。二見議員の御質問にお答えしたいと思います。

町としましては、子育て支援策の一つとして、放課後児童クラブの利用料無料を続けてきたところではございますが、需要の増大に対応した対策、それから人件費等の高騰など、運営を維持していくことが厳しい状況になっております。

保護者負担金額の設定につきましては、国で示されている放課後児童クラブの運営費の2分の1を利用者負担とするという考え方にに基づき、最終的には各市町村が条例で定めることとなっております。

当町におきましては、周辺自治体の状況や利用者アンケート結果も踏まえ、先を見通した持続可能な運営を継続するために、来年度6月以降、月額3,000円の負担をお願いするものでございます。

ぜひとも御理解いただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 資料の中にもありましたけれども、2022年度は町の負担が2,885万円。それが今5,439万円まで増えているというのは事実だと思うんですけども、今回、利用料を徴収することになって、1人1年間3万7,000円、880人で計算すると、全体1億4,000万で、そのうち3千数百万がその利用料にあって賄われるということなんですけれども、増えた分と言いますと大体3年間で2,500万円増えて、3,000万円が利用料として入ってくるといことなんですけれども、府中町、去年から今年にかけて一般会計予算が20億円増えて、204億から約224億円になっているわけで、毎年このまま増えていくというわけではないでしょうけれども、1億4,000万がさらに増えるかもしれないけれども、町の財政で何とかならない額じゃないんじゃないかと私は思うんですけども、財政的に3千数百万円がないと府中町が大変なことになると、そういうような現実が

あるんでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

ただいまの質問で、町の財政どうかということなんですけれども、まずは、この町の負担の関係なんですけれども、おっしゃったとおり、令和元年度から2,000万円、令和6年度が5,000万円と、3,000万円増えております。令和12年度には、おおむね8,000万円ということは想定されていまして、令和9年度を比較しまして、3,000万円の増になるという見込みになっております。

まずは、この有料化によりまして、受益と負担の適正化を図りたいというふうに考えております。というのは、町の負担を国と県と同額にまずしたいというふうには考えています。そして、町独自で指導員を加配するとか、あるいは子どもたちが喜ぶ屋外活動とか、そういったことを実施する場合に、この利用料のほうを使用したり、活用したいというふうに思っております。

これから有料化にするということで、町の負担というものをやめるわけではなくて、放課後児童クラブ事業にこれ以上の一般財源を充てるということは非常に難しいというふうに考えております。

教育事業につきましても、令和6年度の決算で約23億円の教育事業として予算を取っているんですけれども、放課後児童クラブのほかにも、グローバル事業なり、あるいはICT事業なり、あるいは学校施設の老朽化対策としても取り組まなければいけません。

いずれも十分な財源というものはなくて、配当された予算の範囲内で事業を行っているという状況です。ですので、この事業を行う上で、財政担当に必要な費用というものを要求するということは当然なんですけれども、この持続可能なサービスを提供するために、受益者負担を今回お願いをしまして、適正な運営をさせていきたいというふうに考えております。ですのでこの利用者負担をお願いをしまして、放課後児童クラブの適正な運営というものを一番の目標として考えておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（力山 彰君） 町長。

○町長（寺尾光司君） 全体的な財政の話というのもあったので、ちょっと私の考え方

を言わせてもらおうと、今回、児童クラブの有料化ということですが、言われたように、この3年間非常に膨らんできていると。その原因は、大きくは、要は人件費部分なんです。人勤が上がった分、それだけ自動的に上がっていますから、そういった部分が非常に大きく全部一般財源に来てしまっているというのを何とか解消しないと、今自体の放課後児童クラブが継続が難しくなるというふうに、私は判断したというのが、何千万円もそんなに大きな額じゃないじゃないかという話はあったんですけど、というのが、放課後児童クラブを利用している児童というのは、家庭にそういう帰った場合の保育に欠けるということなので、全ての児童が対象ではないんです。全体では25%ぐらいの対象ということなので、4分の1の人しか対象になっていないというのがまず一つあることと、それと県内全て、府中町と、もう一団体、島しょ部があるということですけど、ほぼ利用者負担を取っているのに、何で府中がこれまで取ってなかったのかということも、ちょっと理論的には私は思っているということです。

それで、あと財源的な話で言うと、ここから出てきたものを持って、全体の子育て支援について当然、今後は充実を図っていこうというふうに思っております。

この4月には、子ども医療費の所得制限を廃止しましたし、そういった別の方法で還元することも、町全体としては考えていきたいというふうに思っております。ぜひ御協力をお願いしたいと思います。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

今、町長から答弁があったんですけども、全ての児童じゃないという、今までもそうなんです。国保で全ての人が入っているわけじゃないから、国保にお金入るのはまかりならんとか、だけど、僕はやっぱり行政というのはトータルだから、一部の人だけしか関わっていない、使っていないということを理由にされたんですけども、全ての人に関わる施策というのもなくて、全ていろんな部分部分でトータルで町民の暮らしをよくしていくということが大事ですので、一部の人、という言い方は非常に残念だなと思いました。

それと、県内唯一ということも言われたんですけども、県内唯一でいいことを「いいまち・府中町」というふうに思っていて、全協のときも言いましたけども、府中町はたくさんいいところがあるというふうに思っていますが、どの町民も広く知

られているのが、学校の給食が自校方式、そして、先ほども出ましたけども、大型ごみも無料で収集される。そして、この学童保育、放課後児童クラブが無料であることということが、非常に分かりやすいまちのアピールするものが、よそもだからという形で悪くなっていくということ、これも非常に残念だと思っております。

さて、2問目ですけれども、現状における課題として、安全運営・質の向上というものも上げられておまして、その中には個別対応児童への加配のための人材確保、質の向上、外遊びやイベント等サービスの充実、施設の老朽化、4階での運営、車椅子等の対応不可の4点。これを取り組むべき課題として上げられていて、確かに解決が求められていると思うんですけれども、この4点、今回の有料化によって、この問題が解決すると、そこに着手するということになるのでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。二見議員の御質問にお答えいたします。

安全運営・質の向上につきましては、11月7日開催の全員協議会で説明させていただいた際に整理させていただいた、現状における課題の1項目ということで上げさせていただいておるところでございます。

これに限らず、安全運営・質の向上につきましては、今後も引き続き、努力してまいりたいと、有料化有無ではなく、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） 16番、二見です。

ということですから、課題としていろいろ列挙されていて、それは書かれていたりだというふうに私も思いましたけれども、今回の有料化とは直接の関係はないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。

有料化に関しましては、持続可能な運営のために運営経費として、基本料金を頂戴したいというところでの御説明をさせていただいたかと思っております。

全員協議会、こちらのほうで御説明させていただいた現状の課題というのが、アンケート結果であるとか、そうした中で、現時点でこういう対策が必要な部分があるよというものを整理させていただいたもので、有料化、多少関連があるとしましたら、人間的な措置であるとか、そういったものに関しましては、基本的な基本経費、運営経費として組み込まれておりますので、有料化の財源も活用しながら、人的確保とかいうのも対応できるんじゃないかというふうに考えております。

その他の施設関係に関しましては、状況を見ながら町のほうで必要なものは整備していく責務があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 16番、二見議員。

○16番（二見伸吾君） はっきり答えられませんでしたけども、答えられた内容としては直接的な関係はないというふうに理解をしました。

そこで、さらに総務文教委員会で有料化の方針が伝えられた翌日の中国新聞、8月26日ですけれども、「教育委員会は、今後の利用増を見据えて、指導員の増員やプレハブ建設、空き教室の空調設置などに対応するため、有料化を検討すると説明した」というふうに新聞には書かれていたんですけれども、どうやら今の2点目の質問の回答を考えられると、どうもこれは、これらのことも有料化によって、書かれておりで、こういうことが課題だと私も思うんですけど、今回の有料化は、これも直接の関係はないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。二見議員の御質問にお答えします

利用料を御負担していただくことというのは、先ほども申しましたとおり、適正で健全な持続可能な児童クラブの事業運営になる財源対策として考えているというところでございます。その上で、安全管理対策、適正な定員管理、人員配置を行いまして、中長期的に利用者増となる場合には、さらなる人員体制の確保や施設の整備等を検討する必要があるというふうに考えております。

そのため、御質問にありました中国新聞等に関する部分に関しましては、今後の動向に伴う検討項目の例示というふうに捉えていただきたいと思います。とっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） 一応料金をつけるということになってはいますが、私の思いとしては、今まで夏休みとか冬休みのときの学童のときには、本当に学童が必要な世帯があぶれて、それほど必要でない世帯が入り込んでいるので、差別化をするために、というふうに理解をしておるんですけども、それは変わらないというふうに教育部長からも聞いておりますので、そう思っておるんですけども、応募の仕方です、要は、応募受付するときに、例えば、学習支援児童や生活保護世帯を先に募集をして、その後、今度一般世帯について募集するとかいうような募集の仕方の工夫については、お考えはあるのでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。

宮本議員の御質問、応募の仕方ということで、学習支援であるとか、生活保護世帯等と順序といいますか、それを分けてということであったんですけど、現時点では、就労等の理由によって児童が保育できないという理由につきましては、皆さん一緒だというふうに考えております。

ですので、同時的にやはり募集はかけていくという方向で整理しております。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

14番、宮本議員。

○14番（宮本 彰君） そういった場合に、もし就学児童とか、生活保護の児童があぶれた場合は、追加で入れられるとかいうふうな考えはあるんですか。

○議長（力山 彰君） 教育部長。

○教育部長（屋敷 学君） 教育部長です。

最後の質問なんですけれども、一応、課長が答えたように、子どもたちをそういう形で区分して募集することは考えてはいません。

ただ、今回のこの利用料の有料化にした目的の一つは、2年間ほど夏休みの受入れを断ってきたというのがあります。ですので、私たちの一番の目的は、来年は絶対に夏休みの受入れを断ることがないようにしたいというのがありますので、今、宮本議

員がおっしゃったように、定員に行ったから募集のほうを止めようということがない形で、必ずこれは達成したいと思っておりますので、そういう募集に区分をつけるんじゃなくて、受け入れる形で施設整備なりにこの利用料の負担金のほうを使いたいと、今、二見議員のほうからも関係ないことをおっしゃっていましたが、一応この利用料を取ることによって、今まで人件費の占める割が97%当たりが人件費しかなかったものを、利用料をお願いすることによって少し余裕が出たものについては、この人員定員が割れないように、これをまず一番に考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

3番、安部議員。

○3番（安部智恵美君） 今度始まる有料化なんですけれども、町報で周知されるだけですか。それとも、私が思うのに、今保育園に通っているお子さんは、ほとんど親御さんが働いているところが保育園だと思うんですけれども、入学前に保育園のほうにも周知するという事は考えていらっしゃいますか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（砂崎勇介君） 社会教育課長です。安部議員の御質問にお答えいたします。

有料化、それから入園・入会の案内という部分は、議員おっしゃるように、ホームページであるとか、町の広報とかというのが、基本的に周知しているところではあるんですけれども、学校の入学のしおりという部分があると思いますので、そこの中にも児童クラブの御紹介はさせていただいておりますので、保育園を通じてとかじゃなくても、小学校に入られるというタイミングで、皆さんその情報は入手できるかと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

16番、二見議員。

○議長（力山 彰君） 賛成ですか、反対ですか。

○16番（二見伸吾君） 反対です。

○議長（力山 彰君） 田中議員は賛成ですか。

○15番（田中伸武君） 反対です。

○議長（力山 彰君） 狩野議員は。

○17番（狩野雄二君） 賛成です。

○議長（力山 彰君） 反対から、二見議員からお願いします。

○16番（二見伸吾君） 第67号議案、府中町放課後児童クラブ条例の制定について、反対の立場から討論します。

反対の理由の第1は、放課後児童クラブを利用する保護者の負担を増やすことでもあります。

利用児童1人年間3万7,000円、2人なら7万4,000円になります。

政府は、地方自治体が行う地域のニーズに応じた、きめ細かい物価高対策を支援するため、重点支援地方交付金を拡充すると言っています。

今回の放課後児童クラブ有料化は、物価高対策どころか、町が率先して保護者の負担を増やそうとしています。

また、物価高の影響を強く受けている子育て世代を支援するため、0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給しますと、官邸ホームページに書かれています。これは月額ではなく、今のところ1回限りであります。放課後児童クラブにお子さんを預けている御家庭は2万円が入って、3万7,000円が出ていく。1万7,000円の負担増であります。

物価高物価対策を取らなければならないときに、なぜ負担を増やすのか理解ができません。

反対する理由の第2は、有料化によって保護者の願いは実現しないということです。

先ほどもう紹介しました放課後児童クラブの課題、人材確保、質の向上、外遊びやイベント等のサービスの拡充、これも指導員の増員が必要です。老朽化した施設の改善、4階に放課後児童クラブがあるために、車椅子や足を骨折した場合、松葉づえで階段を上ることが難しい。

これは府中小のことだと思えますけれども、こういった課題があり、確かにこれらの問題を解消する必要があります。

しかし、先ほどの質疑の答弁にあったとおり、今回の有料化は、これらの課題とは直接の関係がないということでもあります。

しかし、保護者の中で少なくない方が有料化によって、これらの問題が解消できるのではないかと期待を寄せているわけでもあります。今回の有料化は、そういう保護者の思いを踏みにじるものになるでしょう。

反対する理由の第3は、一たび有料化をすれば、保護者の負担が際限なく増えていく道を開くことになるからです。

今回、放課後児童クラブ運営費の2分の1を利用者負担とするという厚労省の目安を有料化の根拠にしました。まちの試算によれば、現在の運営費の2分の1は6,500円ですから、国の示す目安に従えば6,500円まで引上げ可能であります。

仮に施策が拡充すれば、それは運営費増につながります。そうすれば、運営費の2分の1が6,500円から7,000円、8,000円と増えていくことになるわけです。

今回は、県内市町の多くが3,000円だから3,000円にしているにすぎません。よそが上がれば、運営費の2分の1を目指して上がっていくことになります。

第4に、今回実施したアンケートの問題であります。

アンケートは、「放課後児童クラブ事業については事業費の2分の1だけを公費で負担し、残りの2分の1は利用者が負担するという国の考え方の下で実施されている中で、府中町においては利用料金について無料としています。しかしながら、利用者の増加や人件費、光熱水費の高騰などにより、児童1人にかかる1か月当たりの事業費が約1万3,000円必要となっています。広島県内23市町のうち、府中町のみが利用料金を無料としている中で、一部を利用者負担とすることについても、あなたはどうにお考えですか。あなたのお考えに最も近いものを次の中からお選びください」とこれだけ前置きを書いた上で、1、サービス水準の維持に必要であれば、ある程度の利用者負担もやむを得ない。2、ある程度の利用者負担を求めてもよいのでサービス向上を図ってほしい。3、利用者負担を求めるといふならサービス向上は不要である、要らない。4、仮にサービス水準が低下するとしても、利用者負担を求めるときではない。5、分からない。という5つの選択肢になっているんですけれども。

結果は、1、サービス水準の維持に必要であれば、ある程度の利用者負担もやむを

得ないが56%、2、ある程度の利用者負担を求めてもよいので、サービス向上を図ってほしいが28%で、合計84%という結果になっていまして、有料化の理解は得られたというふうに見えるわけでありまして。

選択肢5つあるんですけども、よくよく読んでみると、サービス維持向上なら保護者負担やむなし、利用者の負担がないならサービス向上は我慢するという、内容的には2つの二者択一になっているわけですよ。そして、選択肢の中には、負担なしにサービスの向上、町の責任でやってほしいという選択肢は、はなからないわけです。負担をしなければ、サービスは今までどおりかもっと悪くなりますよと。ちょっとでもよくしてほしいからお金出さないとい、こういう選択肢になっているわけですから、今の現状、もうちょっとよくしてほしいなと思っている保護者は、負担増を受け入れる。1か2を選ばざるを得ないという、そういうことだったのではないのかなと思っています。

ですから、こういうアンケートによって、保護者の理解が得られたとは決して言えないというふうに思います。

以上、4点をもって、反対討論といたします。

○議長（力山 彰君） 次に、原案賛成者の討論を行います。

原案の3案原案に賛成の方。

17番、狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 17番、狩野です。

第67号議案、府中町放課後児童クラブ条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

この議案は、放課後児童クラブ利用料を有料とする条例であります。放課後児童クラブ利用料の有料化は、現在利用されている世帯、また、これから先、将来にわたり利用される世帯にとって経済的な負担を強いることとなり、非常に大きな問題であることは十分認識しております。

先月実施されました全員協議会において、放課後児童クラブ利用料の有料化に関する説明が行われ、府中町における放課後児童クラブを取り巻く環境が厳しくなっていることを把握いたしました。

今回の議案の賛否を判断するに当たり、将来的な継続性を含め、検討を行った結果、苦渋の決断ではありましたが、放課後児童クラブの将来的な安定運営、利用者への適

切なサービス提供のため、放課後児童クラブ利用料の有料化は、必要であるとの考えに至り、賛成の立場としました。

全員協議会での説明を基に、3つの項目について意見を述べさせていただきます。

まず、利用料についてです。

これまで府中町は、広島県の多くの自治体が有料化されている中で、放課後児童クラブの利用料は無料となっていました。

しかし、ここ数年は、利用する児童数の増加に伴い、運営費が増大し、府中町の財政負担額が年々増加してきており、この先も増加傾向にあります。国庫補助金、県補助金が約3分の1ずつありますが、利用する児童数が増えれば、その分府中町の支出も多くなっていくことになります。

放課後児童クラブの運営において、サービス維持、サービス向上を目指す上においても、財政面での懸念が発生してきております。

放課後児童クラブに対する利用者へのアンケートが実施されており、その中にサービスの維持向上を図るに当たっての利用者の費用負担についてのアンケートがあります。

その結果を見ると、サービス水準の維持に必要であれば、ある程度の利用者負担もやむを得ない割合が56.5%、ある程度の利用者負担を求めてもよいので、サービス向上を図ってほしい割合が27.5%という結果となっています。

利用者の費用負担に関するアンケート結果も参考にして検討を行いました。利用料を無料のまま継続し続けることで、今後サービスの維持、さらにはサービスの向上が困難となる状況が予測される中で、将来に起こり得るこれらの懸念が解消されるのであれば、有料化もやむを得ないと考えました。

先ほどの利用者アンケートで、ある程度の利用料の利用者負担もやむを得ないと考えている方が、果たしてある程度とは、どのくらいの利用料を想定されているのかが問題となります。当然、少しでも安い利用料を望まれていることと思います。

国では、受益者負担という考えから、放課後児童クラブ運営費の2分の1は、利用者が負担することを想定しており、その考えに基づき、府中町で試算した結果では、利用者負担額は月額6,500円との説明がございました。広島県内の23市町で、無料は府中町と大崎上島町の2つの自治体で、残りの21市町は有料化で運営されています。最も高い利用料は5,000円ですが、多くの自治体が3,000円となっ

ており、府中町もほかの自治体を参考にして、同等のレベルの3,000円の利用料と設定されています。

結果として、本条例で示されている利用料は、国が想定している利用者負担額6,500円の半額以下に設定された利用料となっており、利用者負担額の低減が図られていると言えます。

以上から、10年先、20年先と将来のことを考えたときに、放課後児童クラブの安定した運営、利用者のニーズに対応する運営をしていくためには、利用者にもある程度利用料負担をしていただくことも致し方ないとの考えから、放課後児童クラブの利用料の有料化が必要と判断しました。

次に、減免措置についてです。

条例では、町長は、経済的事情、その他の特別の理由があると認めるときは、負担金を減額し、または免除することができるとされています。このことにより、子育て世帯の経済的な負担を少なくする配慮がされることになり、評価できるものとなっております。

さらに、先ほども質疑でございましたし、また、先日行われました総務文教委員会において、他市世帯に対し、第2子以降の児童を対象とした減免制度を設け、第2子の利用料が2分の1、第3子以降は無料とする方針が示されました。

この制度は、利用料を有料化している県内全ての自治体で導入しているものではありません。住民の声、議員の声をしっかりと受け止めた結果の判断であり、この多子世帯への利用料減免の方針は大いに評価できるものであります。ぜひともこの制度も導入していただくことをお願いいたします。経済的な負担が重く、子どもを放課後児童クラブに行かせられないことがないようにこれらの減免措置の実施と、利用希望者への周知を徹底していただきたいと思っております。

最後にサービス向上についてです。

利用料の有料化により、サービス向上を図るとされており、先日の全体協議会で説明がありましたが、優先的に検討する項目が5つ上げられていました。

支援員の人員確保の実施、支援員のスキルアップ、欠席連絡等が可能となる通信アプリの導入、活動内容の充実、長期休養中の実費負担での昼食配達となっています。これらの項目の幾つかは、利用者アンケートで有料化に伴う要望事項となっています。

利用者は、有料化に伴い、サービスの維持向上を求めているため、もし有料化とな

った場合には、我々議員としても、これらの項目が確実に取り組まれているのかを継続的に確認をしていく必要があります。

一方、サービス向上に伴い、支援員への業務負荷が高くなるのではないかとの懸念があり、支援員の人員確保が急がれることとなります。現在、支援員の確保が難しい状況であるとの声も聞いておりますが、これまで以上に支援員確保に向けての取組をお願いいたします。

また、利用者アンケートの要望の中で、エアコン、トイレなどの改修という設備面の改善要望が出されておりました。これらは、利用料の有料化に伴うサービス向上という面からではなく、子どもたちの健全育成における環境整備という考えから、予算を確保していただき、早急な対応していただくことを改めて要望させていただきます。

以上、幾つかの要望を申し上げて、私の賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 次に、原案反対者の討論を行います。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 田中伸武です。反対討論させていただきます。

今日は活発ですね、賛否。非常にいいことだと思います。

学童の有料化に反対だからこの条例に反対するわけですけども、大きくは2つの面で、私は反対の根拠があります。

1つは、町民が理解全然していない。町民の理解を得るだけの値上げの理由が示されていない。アンケートとか、あるいは受益者の負担論だとか、行政コスト論などが全協では示されていますけれども、町民にはまだ全くないし、しかもそれぞれの根拠が非常に弱い、あるいは論理矛盾がある。私はそういうふうに理解して、これは町民の納得が得られる内容ではないなと思うわけであります。

それから、もう一つ、それに加えてですけども、有料化とは別に、児童クラブを民間業者に委託するというそういう構想もあって、一部準備が今進んでおるわけですよ。これが有料化、今、町が経営するクラブの有料化と、それと別に今計画として話が進んでいる。それも実は併せて考えないと、将来的な負担だとか、人員増、利用者の増加だとか、考えにくいんじゃないでしょうか。ここらもちょっと役所の縦割り行政の弊害だと思うんですけども、そういうことを含めたこの計画、有料化計画の根拠と抑制中身が弱い、矛盾がある、町民には理解できないというのが一つであります。

それからもう一つの理由とは、政策判断として、今これを有料化を決めるのはいかなるものか。賛否両論にもありましたけれども、府中町自慢の学童無料です。給食のことやら、ごみのことやら含めて、つまりよそがやっているのに合わせるんじゃなくて、よそがやっていないことをやっておるのがここのいいところなわけですし、これをコストやらもちろんそういうことも考えてですけれども、しっかり府中ならではものだと思っておるのを今手放すのはどうかと。根拠が弱いところに持ってきて、今そういう政策判断していいのかどうかと、この2つが大きな反対理由です。

うちの孫は小学校2年生で、夏休みだけ学童利用しておるんですけども、嫁に、つまり、孫の母親ですけど、今度有料化の話が出るよと言ったら、あれは困りますと、3,000円なんだと言ったら、月1,000円のアップといえども、この物価高で困りますと言うんです。何よあんたばかか、1,000円じゃないで、3,000円に上がるんやでと。つまり、お菓子代の2,000円が3,000円に上がるんだと思込んでいた、ぼけた嫁なんですけれども、それだけ結局理解は進んでいない。その後、LINEでどくろの骸骨のマークのLINEが僕のところへ来て、お父さん議会で頑張ってねとか言ってくれたわけですけども、うちの嫁はちょっとぼけとるんですけども、それにしてもやっぱり利用者にと、なかなかまだ有料化の話は全然分かってもらえないし、到底理解の範疇に入るようなレベルではないということなわけです。

それでちょっと長くなりますけれども、今から6つの論点で、問題があるということを指摘させていただいて、反対討論とさせていただきます。

まず、第1点は、アンケートの問題です。これは正確ではないと、有料化への誘導があると、そういうアンケートだったと思います。二見議員の反対討論にもありましたけれども、このアンケートの設問、そのうち最も回答が多かった、56%が回答した、「サービス水準の維持に必要であれば、ある程度の利用者負担もやむを得ない」という回答の設問、これに過半数の人が「はい」とチェックを入れた。これは、でも、アンケートの設問としては、私は、誘導がある。統計処理という側面で見ると、不適切なものだと思います。条件を付けてこれこれのためには、これもやむを得ない。ある程度意思のこもった設問を設けると、やっぱりな回答者はそっちに流れるわけです。これは正確な民意の分析には使えないアンケートだと私は思います。統計学の基本じゃないかと、統計学知らんのじゃけれども、あると思うわけでありませう。

この設問の中で言えば、逆に「利用者負担を求めるくらいならサービス向上は不要」というような設問もあります。利用者負担したくない人に答えさせるところですが、これもでも文言としてニュアンスがひどいですね。利用者負担を求めるくらいなら、サービス向上は不要と、何かどこかの総理大臣が、そんなことよりもこうだろうと言って、乱暴な言い方をすり替えたことを言いましたけども、それに似たような論理、利用者負担を求めるくらいなら全体としてこの説明はこういう意味で、正確な民意を酌み取る設問になってはないんじゃないかと思うわけであります。

これがアンケートの問題、これがこのアンケートをもって、利用者の理解が一定に進んでいるという分析を判断したこと、これは問題じゃないかというのが第1点です。

それから第2点、受益者負担論の考え方。これも全協でありましたけども、つまり、受益者とそれに応じた負担、これを適正化すると。要するに今利用している世帯とそうでない世帯で不公平感があるということですよね。つまり、今は不公平感があるのではないかと、実際にはないと思うんですけどね。つまり、現状が不公平であるという認識ですよ。

無料学童は一握りの町民なのに、そこに町費を突っ込んで無料にしておるのは、えこひいき、優遇策じゃないかという考え方です。これは一定の考え方だと思うんですけども、僕はこれは趣旨から言って、おかしいんじゃないかと思うわけです。

放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3の②に基づく事業となっていて、その表現はこっちの条例案と一緒になんですけども、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう」と、つまり、子どもの健全育成なんです。全体として府中町の子どもたちをきちっと健全に育成していこうという、朝の声かけであの子にだけ声かけとってから向こうの交差点を通る子には声をかけていないんじゃないか、この健全育成事業は不平等じゃないかとは言わないわけです。

子どもたちの健全育成でありますから、塾やあるいはスイミングスクールだとか、そういう何か知識や、技術を身につける課外授業とは違うわけです。あくまで地域の中できちっとみんな形成していくための、全体としての健全事業なわけです。

だから町民の中に片親がいたりとか、あるいは片親の子がいたりとか、家族が共働きだから面倒見切れないだとか、あるいはでござるおじいちゃん、おばあちゃんが

いないだとか、そういういろんな家庭環境の差はあるけども、でもそういう子どもたちみんなを地域で健全に育成しようじゃないかという考えじゃないかと思うわけです。

そうすると、てごうしてくれるような子どもに行政が金を突っ込んで、放課後児童クラブを運営するというのは、むしろ逆にまちの子どもみんなが平等を育つようにという、そういう公平性を保つための事業じゃないかと、こういう考えも成り立つと私は思うわけです。

府中町には、南と北に交流センターがあって、ここでは児童センターが運営されていますね。これは社協の運営だけど、もちろん町がお金を出して委託して、社協が運営している。公金で賄われている。ここは、子どもたちが放課後、あるいは休み時間に無料で自由に使えるわけです。これも例えば、学校区によっては、そこを校区外だから行くのに親と一緒に行かないといけんのやという子どもが町内におったり、あるいは近くだから毎日のように行っているよという子どもがおったりするわけですが、では使う子と使わない子で公平性、応益性負担を有料化させないといけないのじゃないかということになるのでしょうか。僕はそこは、そっちにつながるのであれば、なおさらよろしくないんじゃないかと思うわけです。

以上が第2点。

第3点は、経費のコスト論です、財源の確保。町の負担が年々増加して、耐えられなくなるのではないかという考え方、この補助の仕組みというのがやや複雑で、本来3分の1を町と県と国が負担するところが、いろんなからくりがあって、計算があって、町の負担が今増えれば、3分の1以上を負担をしないといけなくなる。今5,400万円になっている。これが、先ほどの説明にもあるように、将来的に8,000万円になるかもしれない。

でも、この経費の倍増は、負担率のからくりで、町の負担が増えていくわけですがけれども、少し中長期的に考えてみると、子どもの数は府中は今から減るわけですよ。今は増えておるけど、ここ数年を辛抱すると、子どもの数は減ると。あるいは利用率は高まるけども、今のようなこの急激な増え方は、今後マンションがどの程度建つかにもよるかもしれませんが、見通しとしては、今のような伸び率はないだろうと思うわけです。

それから、後でも述べますけれども、民間の児童クラブができると、公設のほうの利用者が減るかもしれない。こういうことを見越すと、コストとして、ここ数年は辛

抱すれば、もうちょっと見通しが出る可能性があるんじゃないかと思うわけです。

財源で言えば、教育費の中のだけでやりくりするんじゃないかと、町全体の財政で考えないといけないと思います。

9月の定例会でも議論しましたけれども、揚倉山の再整備には20億円かかります。町の負担はそのうち9億円です。僕はこんなにかげずに、それより大分少ない規模でいいんじゃないかと主張したわけですけども、これ大変でしょう、9億円どうやって捻出するんだよという話でしたけども、町においては、やっぱり今は財政調整基金を積み増したりして、何とかなる状況よという説明でありました。

人への投資というと大げさかもしれませんが、健全育成の事業に5,000万。しかも今使ってるのが、この中長期的な見方をもうちょっと辛抱すれば、9億円が大丈夫だと言うならどうでしょうか。そこを僕は考えるべきじゃないかと思うわけです。

以上が、経費のコスト論について。

それから4番目は、やっぱり政策的判断です。都市圏ナンバーワンの子育て環境、これをどうするのか。

国が2分の1を保護者で負担しなさいという目安を設けておると、これは目安としては一定にあっていると思うんです。

ただ、これもさっきも議論がありましたけれども、学童に限らず、いろんな子育て事業で子ども医療費にしてもそうかもしれませんが、国がベースで負担すること、県がベースで負担すること、それに自治体が上乗せして独自にいろんな施策や事業をやるのは全く自由なんですよね。東京なんかは恵まれておるから、一気に給食費が全部ただになったりするわけですけども、それはいいなという話ですけども、それはやって悪いわけじゃないわけです。

だから今、府中が県内23日市町の中で、たった2つの無償化をやって、これは国の2分の1に違反しておるわけじゃない。国の2分の1より上乗せして、町民に優しい政策を取っていると見るべきじゃないでしょうか。

広島都市圏ナンバーワンの子育て環境というのは、前の町長のキャッチフレーズでしたけれども、ここにいらっしゃる議員の皆さんの中にも、去年の選挙でこの広島都市圏で一番子育てしやすいまちづくり、まちの推進を、公約のイの一番に掲げて選挙された方が何人もいらっしゃるわけです。つまり、別に前の町長がどうかというわけじゃなくて、それだけ町民の期待がそこに集まっている表れでもあるわけです。

医療費の補助は確かに所得制限なくしたわけですがけれども、それでも府中はやっぱりまだ中学生までだから、県内では高校までいうのが多い中ではまだ低いほうなわけですよね。そういう状態を考えると、広島都市圏ナンバーワン、約束ではないけれども、そういうキャッチフレーズを掲げていた町で、政策的にせめて学童無料ぐらいどうか持っておいてもいいんじゃないのと、そういう判断でもいいんじゃないでしょうか。この政策判断の問題も一つあると思います。

それから5番目は、近隣市町との比較ですけども、さっきうちの嫁の話をしてしまったけども、利用料月3,000円の案が、県内の23市町のうち、14市町と一緒にだから、ほぼ標準的なところに仲間入りするだけじゃないかという見方。でも、利用者から見ると、やっぱりおやつ代含めて月何ぼ取られるのかというのが、結局、おやつ代を払わないわけにいかないですからね、一緒なんですよ。このおやつ代を見ると、府中は月2,000円ですけども、他の市町はもっと安いところが結構あるんです。

同じ安芸郡で見ると、海田は月1,000円、熊野は200円、坂は1,000円なわけです。いずれも基本料金は3,000円だから、つまり府中が利用料3,000円とお菓子代の2,000円ということになると、月5,000円親が払うわけですけども、安芸郡の中で一気に最下位に転落するわけです。最下位という言い方はあれですけども、一番負担料が高くなるというわけです。今県内トップだったのが、一気に安芸郡最下位だし、県内で見ても恐らく平均以下に落ち込む。落ち込むという言い方はあれですが、平均以下の負担が高いまちになっちゃうんじゃないでしょうか。

だから、この近隣市町とのあるいはそういう横にらみでの相場感から言っても、これは大分落ち込むことになって、うちの嫁が骸骨のマークをLINEに送ってくるような話になるんじゃないかと思うわけです。

ちなみに海田ですけど、ちょっと聞いてみると、今日やっぱり去年と今年の夏休みは定員オーバーの応募があった。でも絶対断らないという方針を立てて、空き教室を急遽確保して、しかも支援員も急遽増員して、絶対全員を引き受けるという方針で、無理やりというか頑張って、あぶれなしで引き受けたそうです。

海田の場合は公設民営ですから、努力の仕方が違うのかもしれませんが、もうちょっと詳しくどうやって人を集めた、支援員を集めたのかということを取材してみてもいいかもしれませんね。同じ断らないという方針の下で、行政が責任を持って、

その民営業者にやらせたという例のようです。事情は詳しく分からないけど、一つ研究してみる手はあるかもしれません。

今回の有料化の一つのきっかけが、夏休みの子どもたちのあぶれが原因だったというのが一つあるわけですから、あぶれ対策も一つ考えないといけないと思うわけです。

それから最後に、6番目に課題として上げるのは、民営のクラブとちょっと連携して考えてもいいんじゃないかということでもあります。

今回の有料化は、教育委員会のほうで御苦労なさって、いろいろ案をつくって大変だったと思うんですけども、一方で、本町の健康福祉のほうでも子ども放課後児童クラブを民営委託したらどうなるのかという準備も進めておられるわけです。町内の幼稚園や保育園に意向調査をして、来年の春から行政の補助金が出たらやる気がありますかというような、そんな聞き方で、幼稚園のほうも慌てて、来年春からお金くれるならやってみようかしら、なんて考えるわけです。

今回の有料化は来年の6月スタートですから、場合によっては行政の補助金なしで先取りしてやっておるところもありますけれども、行政の補助金が来年の春に出るんじゃないかと考えて、準備を進めるようなところも出てくるわけです。

民営化の場合だと、最低限の子ども預かりに加えて、さっきの学習塾のようなことも足して、利用料が高くなる可能性があるわけですけども、それでもこの動向をある程度見て、庁内でどんな動向になりそうな応募がありそうなのか。民営化を含めて、それを一定に見極めて見通した上で、公設のクラブの有料化をどうするかということ、もうちょっと判断は後に考えてもいいんじゃないんでしょうか。

これは、やっぱり役所の中で、教育委員会と町はもちろん別の組織と言えそうですが、もしも職員同士はみんな人事交流もあるわけで、皆さんよく連絡を密に取られるわけですから、全体として府中の放課後の子どもたちをどう健全育成するかという立場で考えれば、有料化とともに民営化を合わせて、いろんな政策あるいは組合せとか、料金設定にしても上げられるんじゃないでしょうか。ここがちょっと進め方として、今ちぐはぐな面があるように思えるわけです。

これが最後の6番目ですけども、そういうことで今ここで今日、議員に賛成反対に決めなさいと言われるのは、ちょっとまだ僕はちょっとなかなか、もうちょっと考えさせて状況見させて、考えたほうがいいんじゃないかと思うわけでもあります。

以上、たくさんのいちゃもんをつけましたけれども、アンケートの設問の問題、そ

して、受益者負担論の考え方の問題、そして、財政の見通しの問題、それから都市圏ナンバーワンという、その政策的課題、そして、今の民営化を巡る連携なり将来的な話、これを合わせてもうちょっと考えるときだと、今、せっかくの無料化をやめるときではないと、そういう意味で今回のこの場では反対討論とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 原案に賛成の方の討論はほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

ただいまの出席委員 17 名で、採決に加わる者 16 名でございます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（力山 彰君） 賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） ここで休憩いたします。再開は 3 時 50 分からいたします。

（休憩 午後 3 時 38 分）

（再開 午後 3 時 50 分）

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第 20、第 68 号議案、府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 68 号議案 令和 7 年 12 月 12 日提出。

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について。

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を次のとおり変更することに関し、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により広島県と協議を行うことについて、議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、広島県と協議することについて議会の議決を求めるものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第68号議案、府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてに関し、補足して説明いたします。

第68号議案参考資料をお願いいたします。

1、提案の理由です。

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に関し、広島県と協議することについて議会の議決を求めるものです。

2、規約変更の概要です。

本年の9月定例会で議決をいただきました府中町情報公開条例の全部改正に伴い、条例番号が変更となることから、引用する条例番号を改めるものです。

この規約につきまして、本町では町の行った処分に対し不服がある者から、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合は、その審査に係る事務を、規約に基づき、広島県の設置する行政不服審査会に事務委託を行っているところでございます。

本規約を変更するために、事務委託先の広島県と協議するに当たっては、地方自治法の規定により、議会の議決を経なければならないとされているため、本議案を提出するものでございます。

なお、議決をいただいた後には、広島県との協議を経て規約を変更いたします。

3、施行期日です。

府中町情報公開条例の全部改正と同日の令和8年1月1日といたします。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 教えてください。これに伴い、情報公開条例なり個人情報保護法なりで異議の申立て等があった場合に設置される審査会は、今まで町で委託した審査会が設けられるわけですが、これは町が今度は設けなくて、県のほうでも設けてもらって、そちらに審査開示自体も審査会の事務だけじゃなくて、審査会の設置そのものもそちらに委託することができるということになるわけですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務課長。

○総務課長（梶山睦生君） 総務課長です。ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

本規約は、情報公開の処分及び個人情報保護の処分につきましては、広島県の委託から除いております。新旧対照表にございますように、こちらがあえて除いてあります。このたびは除く情報公開条例の番号が変わったものですから、これを規約の変更について協議をするものでございます。

以上です。

○議長（力山 彰君） ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程 21、第 69 号議案、町道路線の認定についてを議題に供  
します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第 69 号議案 令和 7 年 12 月 12 日提出。

町道路線の認定について。

次の道路を町道の路線として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により議  
会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案の理由でございますが、建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する特定行政  
庁から位置の指定を受けた道路で、公共的生活道路としての性格と目的を有するもの  
であり、町において維持管理する必要があるためでございます。

補足説明は、建設部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。

第 69 号議案、町道路線の認定について、補足して説明いたします。

町道の路線認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める  
ものです。

3 ページの位置図を御覧ください。

赤色部分が、このたび町道路線の認定を行う鶴江 35 号線です。

2 ページを御覧ください。

提案理由です。

この道路は、町道鶴江 4 号線に接続する行き止まりの道路ですが、道路の延長が  
35 メートルを超えるものであり、終端及び 35 メートル以内ごとに広島県道路位置  
指定基準に規定する転回広場があり、かつ、現に周囲に家屋が連担して建築されてお  
り、角地以外の建築物の戸数が 4 戸以上かつ建築物の所有者が 2 人以上であるため、  
私道の町道編入に関する基準を満たしております。

道路延長は 67.81 メートル、道路幅員は 4.0 メートルから 6.5 メートルで  
す。

また、当該道路用地は、令和7年9月18日に土地所有者から寄附を受けており、公共性の高い生活道路として、町道の認定をお願いするものです。

補足説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、お諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第22、第70号議案、固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第70号議案 令和7年12月12日提出。

固定資産評価審査委員会委員選任の同意について。

府中町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございますが、固定資産評価審査委員会委員1名の失職に伴う固定資産評価審査委員会委員を選任することについて同意を求めるものでございます。

同意を求める方は、住所は記載のとおりで、お名前が神永和明さんでございます。神永さんは67歳の元町の職員で、在職中は税務課長や会計室次長としての経歴があり、税に関する知識と経験をお持ちの方でございます。

任期につきましては、前任者の残任期間となる令和9年12月24日までとなります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございませんので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本件は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） ただいま説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） あれこれ言うわけじゃないんですが、一応任期を確認させてください。いつからいつまで。

○議長（力山 彰君） 答弁。

総務企画部次長。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長兼職次長です。

任期でございますが、本日同意をいただきましたら、選任の手続に入ります。選任の手続が済んだ日から、先ほど町長が説明しましたように令和9年12月24日までとなります。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 今日の後ということですか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

○総務企画部次長兼職員課長（岩崎雅男君） 職員課長建築次長です。

今日は同意をいただくということになりますので、同意をいただいた上でこれから正式な選任の手続、庁内の決裁を行いますので、それが終わった日から9年の12月24日までということになっております。

以上です。

○議長（力山 彰君） 15番、田中議員。

○15番（田中伸武君） 分かりました。だから前任者の失職の後、空白が生じておる  
いうことでいいんですね。遡るわけじゃない。分かりました、了解です。

○議長（力山 彰君） ほかになければ、以上をもって質疑を終わります。  
討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決決定  
いたしました。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程23、第71号議案、損害賠償の額を定めることについて  
を議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第71号議案 令和7年12月12日提出。

損害賠償の額を定めることについて。

次のとおり、損害賠償の額を定めることについて地方自治法第96条第1項第  
13号の規定により議会の議決を求める。

府中町長 寺尾光司

提案理由でございます。

健康管理システムの賃貸借契約の解除に伴い、損害賠償の額を定めるため、議会の  
議決を求めるというものでございます。

補足説明は、総務企画部長が行います。

○議長（力山 彰君） 補足説明。

総務企画部長。

○総務企画部長（谷口充寿君） 総務企画部長です。

第71号議案、損害賠償の額を定めることについて、補足して御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

1、理由です。

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、健康管理システムの賃貸借契約を解除する必要があるため、当該契約解除に伴う損害賠償金を支払うものです。

この地方公共団体情報システムの標準化においては、令和4年10月に行われた閣議決定により、令和7年度末までに国が定める標準化基準に適合したシステムへの移行を目標に掲げられているところでございます。

今回、健康管理システムにおいて、国が定める標準化への対応とクラウド環境への移行を行い、システム稼働開始を令和8年2月として、現在作業を行っております。

また、現行の健康管理システムは、令和3年9月に、令和4年3月から令和9年2月までの5年契約として、賃貸借契約を締結しておりましたが、新システム稼働後は、現行の健康管理システムは不要となります。

具体的には、令和8年2月から令和9年2月までの賃貸借契約を解除することとなり、この13月分の賃貸借料、今回、損害賠償金として支払うものでございます。

2、損害賠償の額は、1,095万6,088円です。

3、債権者の相手方です。

住所は、広島県広島市中区大手町二丁目7番10号、名称はFLCS（エフエルシーエス）株式会社中国支店です。

なお、今回の契約の変更に伴う損害賠償金については、令和7年度当初予算で歳出予算の計上を行っております。

また、特定財源として、全額、国のデジタル基盤改革支援補助金の対象となっており、10分の10で充当いたします。

歳入予算計上においても、同じく令和7年度当初で予算計上を行っております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（力山 彰君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ、以上をもって質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければお諮りします。

本案は原案のとおり決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決決定いたしました。

ここでお諮りします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(力山 彰君) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会とし、次回は12月15日午前9時半から会議を開きます。

御苦労さまでした。散会。

(散会 午後 4時10分)